

2025.4.1

障がい者福祉の
し お り

成 田 市

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

住所や氏名などが変わったときは、
「居住地等変更届」を提出してください。

▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）をお持ちの方は、住所・氏名などが変わった場合、**お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ「居住地等変更届」**の提出が必要です。

※入所施設・病院・グループホーム等にいらっしゃる方は手続きが他の市区町村となる場合がございます。詳しくは下記の問い合わせ先へご確認ください。

成田市役所 障がい者福祉課 TEL：0476-20-1539
FAX：0476-24-2367

「障がい」の表記につきましては、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。このため文中で、「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」が漢字表記のものとひらがな表記のものが混在しています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」につきましては、「障害者総合支援法」と表記しております。

制度別目次

障がい別該当制度一覧表		④ 短期入所(ショートステイ)	48
福祉サービス別該当年齢一覧票		⑤ 生活介護	49
1 相談窓口	1	⑥ 就労移行支援	50
2 手帳・難病等		⑦ 就労継続支援 A 型	50
(1) 身体障害者手帳	3	⑧ 就労継続支援 B 型	50
(2) 療育手帳	8	⑨ 自立訓練 ⑩施設入所支援	51
(3) 精神障害者保健福祉手帳	10	⑪共同生活援助(グループホーム)	52
(4) 難病等	11	(7) 地域相談支援	54
3 福祉手当等		① 地域移行支援 ②地域定着支援	54
(1) 福祉手当	12	(8) 地域生活支援サービス	55
(2) 指定難病等見舞金	15	① 障害者デイサービスセンター事業	55
4 年金	16	② 地域活動支援センター	55
5 税金	18	③ 移動支援事業	55
6 各種割引等	21	④ 日中一時支援事業	56
7 医療	26	⑤ 訪問入浴サービス事業	58
8 補装具の購入・借受け・修理	27	(9) 障害児支援事業	58
9 日常生活用具の給付・貸与	28	① 障害児通所支援事業	58
10 福祉サービス		② 障害児入所支援事業	60
(1) 手続きと利用の流れ	39	11 施設サービス	61
(2) サービスの種類と対象者	40	12 あんしんねっとわーく・なりた	61
① 障害者総合支援法に基づくもの	40	13 障がい者施策と介護保険	62
② 児童福祉法に基づくもの	41	14 市の福祉サービス	63
(3) 利用者の費用負担	42	15 貸付	71
(4) 自己負担限度額	43	16 就労相談等	73
(5) 計画相談支援・障害児相談支援	44	17 権利擁護	74
(6) 障害福祉サービス提供事業者	46	18 防災	77
① 居宅介護(ホームヘルプサービス)	46	19 関係団体等	78
② 同行援護	47	20 利用できるタクシー会社一覧	80
③ 行動援護	47		

目的別目次

障がい別該当制度一覧表		・水道料金の減免	24
福祉サービス別該当年齢一覧票		・マル優制度	24
《相談がしたい》	1	・入館料等の割引	25
《障害者手帳を取得したい》		・駐輪場の登録手数料免除	66
・身体障害者手帳	3	《生活を助ける用具等がほしい》	
・療育手帳	8	・補装具の購入・借受け・修理	27
・精神障害者保健福祉手帳	10	・身体障害者等補装具等自己負担金助成	27
・福祉診断書料助成	63	・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	64
《難病をお持ちの方》	11	・日常生活用具の給付、貸与	28
《経済的な支援がほしい》		・紙おむつ給付	63
・福祉手当（国、県、市）	12	・身体障害者補助犬の給付	66
・指定難病等見舞金	15	《外出するための支援がほしい》	
・心身障害者扶養年金	16	・同行援護	47
・障害年金	17	・行動援護	47
・特別障害給付金制度	17	・移動支援事業	55
・生活福祉資金の貸付	71	・タクシー料金の割引、助成	25
《医療費を軽減したい》	26	・移送サービス	65
・自立支援医療		・成田市オンデマンド交通	65
・重度心身障害者（児）医療費助成		・福祉カー貸付	65
・精神障害者医療費助成		・車いす貸出	65
・後期高齢者医療		・自動車改造費助成	64
《各種割引や減免を受けたい》		・自動車運転免許取得費助成	64
・税の控除（所得税等）	18	・駐車禁止除外指定車標章	66
・自動車税の減免	19	・ちば障害者等用駐車区画利用証制度	68
・NHK放送受信料の減免	21	《日中の行き場がほしい》	
・運賃の割引（鉄道、航空、バス）	21	・生活介護	49
・有料道路通行料金の割引	23	・自立訓練	51
・携帯電話基本料金等の割引	23	・障害者デイサービスセンター事業	55
・ふれあい案内（無料番号案内）	24	・地域活動支援センター	55

・日中一時支援事業	56	《働きたい・働くための準備がしたい》	
・児童発達支援	58	・就労移行支援	50
・放課後等デイサービス	58	・就労継続支援（A型、B型）	50
・保育所等訪問支援	41	・通所施設交通費助成	63
<hr/>		・就労相談等	73
《介護の支援がほしい》		<hr/>	
・居宅介護（ホームヘルプサービス）	46	《その他の制度・サービス》	
・重度訪問介護	46	・障がい者乗馬療法助成	64
・重度障害者等包括支援	40	・点字図書給付事業	36
・訪問入浴サービス事業	58	・声の広報	65
<hr/>		・図書館のサービス	65
《在宅で生活するための支援がほしい》		・手話通訳者の設置	65
・寝具乾燥	63	<hr/>	
・配食サービス	63	《福祉サービスを利用したい》	
・住宅改造費助成	63	・手続きと利用の流れ	39
・徘徊高齢者等家族支援サービス	63	・サービスの種類と対象者	40
<hr/>		・計画相談支援、障害児相談支援	44
《施設・地域で生活したい》		・利用者の費用負担	42
・施設入所支援	51	・自己負担上限額	43
・障害児入所支援事業	60	・障害福祉サービス等利用者負担の助成	45
・児童福祉施設入所負担金助成	64	・障がい者施策と介護保険	62
・短期入所（ショートステイ）	48	<hr/>	
・療養介護	40	《障害者の権利擁護関連》	
・共同生活援助（グループホーム）	52	・日常生活自立支援事業	74
・知的障害者生活ホーム	61	・成年後見制度	74
・グループホーム等家賃助成	54	・成年後見制度利用支援事業	75
・地域移行支援	54	・福祉サービスにかかる苦情解決	75
・地域定着支援	54	・障がい者虐待の防止、通報	75
<hr/>		・障害者差別に関する相談	76
《緊急時・災害時に備える》		・生活と仕事の総合相談	76
・成田市避難行動要支援者登録制度	77	<hr/>	
・Net 1 1 9番緊急通報システム	77	《障がい者団体について知りたい》	78
・なりたメール配信サービス	77	《障害者に関するシンボルマーク》	70
・緊急通報装置	63	《利用できるタクシー会社一覧》	80
・あんしんねっとわーく・なりた	61	<hr/>	

制 度	医 療				補装具等		福祉サービス							市の福祉サービス					
	更生医療	精神通院医療	重度心身障害者(児)医療費助成	精神障害者医療費助成・市	補装具の購入・借受け・修理	日常生活用具の給付と貸与	居宅介護	同行援護	行動援護	短期入所	グループホーム	障害者デイサービス	入浴サービス	障害児通所支援	紙おむつ給付	配食サービス	住宅改造費助成	緊急通報装置	避難行動要支援者登録制度
掲載ページ	26	26	26	26	27	28	46	47	47	48	52	55	58	58	63	63	63	63	77
視 覚 が 障 害 がある	1級	▲		▲		○	○	▲	▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	○
	2級	▲		▲		○	○	▲	▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	○
	3級	▲				○	○	▲	▲		▲		▲	▲		▲			○
	4級	▲				○	○	▲	▲		▲		▲			▲			
	5級	▲				○	○	▲	▲		▲		▲			▲			
	6級	▲				○	○	▲	▲		▲		▲			▲			
聴 覚 又 は 平 能 が 障 害 がある	2級	▲		▲		○	○	▲		▲		▲		▲	▲	▲		▲	○
	3級	▲				○	○	▲		▲		▲		▲		▲			○
	4級	▲				○	○	▲		▲		▲		▲		▲			
	5級	▲				○	○	▲		▲		▲		▲		▲			
	6級	▲				○	○	▲		▲		▲		▲		▲			
音 声 ・ 語 言 等	3級	▲				○	○	▲		▲		▲		▲		▲			○
	4級	▲				○	○	▲		▲		▲		▲		▲			
肢 体 不 自 由 (上 肢 ・ 下 肢 ・ 体 幹 ・ 移 動)	1級	▲		▲		○	○	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○
	2級	▲		▲		○	○	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○
	3級	▲				○	▲	▲		▲		▲		▲		▲			○
	4級	▲				○	▲	▲		▲		▲		▲		▲			
	5級	▲				○		▲		▲		▲		▲		▲			
	6級	▲				○		▲		▲		▲		▲		▲			
内 部 が 障 害 がある	1級	▲		▲		▲	▲	▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○
	2級	▲		▲				▲		▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○
	3級	▲				▲	▲	▲		▲		▲		▲		▲			
	4級	▲				▲	▲	▲		▲		▲		▲		▲			
知 的 が 障 害 がある	○A			▲			▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲			○
	○Aの1			▲			▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲			○
	○Aの2			▲			▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲			○
	Aの1			▲			▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲			○
	Aの2			▲			▲	▲		▲	▲	▲		▲	▲	▲			○
	Bの1							▲		▲	▲	▲		▲		▲			
	Bの2							▲		▲	▲	▲		▲		▲			
								▲		▲	▲	▲		▲		▲			
精 神 が 障 害 がある	1級		○	▲	○			▲		▲	▲	▲		▲		▲			○
	2級		○		○			▲		▲	▲	▲		▲		▲			
	3級		○		○			▲		▲	▲	▲		▲		▲			
難病患者等					▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲						

1 相談窓口

福祉サービスや手続きなどに関する相談窓口は次のとおりです。

市の窓口

名 称	電 話 番 号	FAX 番号	所 在 地
障がい者福祉課	20-1539	24-2367	〒286-8585 成田市花崎町 760
高齢者福祉課	20-1537		
介護保険課	20-1545		
社会福祉課	20-1536		
子育て支援課	20-1538	24-1086	
保育課	20-1607		
教育センター	20-2922	20-1766	〒286-0033 成田市花崎町 143-6
健康増進課	27-1111	27-1114	〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1
下総支所	96-1113	96-1306	〒289-0192 成田市猿山 1080
大栄支所	73-8066	73-2110	〒287-0292 成田市松子 413-1

県の窓口

名 称	電 話 番 号	FAX 番号	所 在 地
千葉県中央障害者相談センター	043-291-6872	043-291-8488	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2
18 歳以上の身体障がい者・知的障がい者の更生援護を図るため、各種の相談や医学的判定等を行っています。			
中央児童相談所	043-253-4101	043-253-9022	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-2
児童に関するあらゆる問題について、相談・助言、必要な指導を行っています。			
千葉県こころセンター (千葉県精神保健福祉センター)	043-307-8439 こころの電話相談 043-307-3360	043-307-5891	〒261-0024 千葉市中央区美浜区豊砂 6-1
精神保健及び精神障がい者の福祉の増進を図るため、相談、指導を行っています。			
印旛健康福祉センター (保健所)	043-483-1133	043-486-2777	〒285-8520 佐倉市鍋木仲田町 8-1
地域保健・医療・福祉の総合的窓口として、相談、指導を行っています。			
印旛健康福祉センター 成田支所	26-7231	26-4760	〒286-0036 成田市加良部 3-3-1

成田市の基幹相談支援センター

成田市障がい者相談センター (ほっとすまいるセンター)	27-1106	27-1065	〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1
障がいのある人やその保護者・介護者などを対象に、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための必要な援助、住宅や賃貸住宅への支援等必要な助言や相談を行います。			

その他の相談窓口

名 称	電 話 番 号	FAX 番 号	所 在 地
いんば中核地域生活支援センターすけっと	043-308-6325	043-460-9045	〒285-0837 佐倉市王子台 4-28-12 T・第一ビル 2 階
児童・障がい者・高齢者にかかる福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスのコーディネート等を 24 時間、365 日体制で行います。			
障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾	043-488-5499	043-488-5498	〒289-1115 八街市八街ほ 244-62
障がい者等に、就業及び生活に関する指導・助言・職業準備訓練の斡旋などを行い、就労及び生活を支援します。			
成田地域生活支援センター	35-7771	40-4182	〒286-0118 成田市本三里塚 226-13
地域生活支援センター サザンカの里	73-4695	73-3765	〒287-0216 成田市南敷 461-5
地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、相談、地域交流などを行います。			
こども発達支援センター	26-9918	26-9917	〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1
子どもの発達に関するさまざまな相談に応じます。心身や言葉の発達（発音の誤り、吃音、聞こえ）に遅れのある子どもと保護者のための通園事業も実施しています。			
千葉県発達障害者支援センター CAS(キャス)	043-227-8557	043-227-8559	〒260-0013 千葉市中央区中央 2-9-8 千葉 広小路ビル 6 階 601 号室
千葉聴覚障害者センター(手話通訳・要約筆記派遣事業)	043-308-6372 ・6373	043-308-6400 ・5562	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
視覚障害者総合支援センター ちば	043-424-2501	043-424-2486	〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3

障害者相談員

障がい者及びその家族の方々の身近な問題について、相談・助言にあたる方です。

	氏 名	住 所	連 絡 先	氏 名	住 所	連 絡 先
身体障害者相談員	高橋 延昌	成田市東町	22-1896(FAX)			
	仲野 明治	成田市団護台	22-8008			
知的障害者相談員	鈴木 信康	成田市橋賀台	26-6319	坂本 典子	成田市大和田	96-1581
	加賀 峰子	成田市玉造	28-3418	宮田 幸世	成田市松崎	26-7835

	氏 名		連 絡 先	相談可能な時間帯
精神障害者相談員	橋本 美枝	佐々木 孝美	35-7771	9 時～17 時 (月水木金)
	長谷川 恵一	青野 洋子		9 時～16 時 (日祝)

2 手 帳・難 病等

(1) 身体障害者手帳

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいがあり、日常生活に支障がある方に対し、手帳を交付します。

手続き等

▽はじめて取得するとき

必要なもの	1.身体障害者手帳交付申請書 2.所定の身体障害者診断書・意見書(指定医作成のもの ※1 3.写真 2枚(上半身たて4cm×よこ3cm) 4.障害者福祉診断書料助成申請書(領収書添付) ※2 5.個人番号カード(ない場合は通知カードと運転免許証等の身分確認できるもの)
手続きの流れ	1.障がい者福祉課で、障がい部位に応じた「身体障害者診断書・意見書」等必要書類をお受け取りください。 2.身体障害者診断書・意見書を指定医に記入してもらいます。 3.必要書類を障がい者福祉課に提出します。 4.市は県に書類を進達します。 5.約2~3か月後、県から手帳が市に送付されます。 6.障がい者福祉課で手帳の交付及び各種制度のご案内をします。

※1 指定医：身体障害者福祉法に基づく指定を受けた医師。詳しくは障がい者福祉課にお問い合わせください。

※2 診断書の費用(文書料)を助成(上限3,500円)します。

▽「障がいの程度に変更があったとき」や「新たに障がいが出たとき」も同様の手続きが必要となります。

▽次の場合は手帳を持って(紛失の場合を除く)障がい者福祉課にお越しください。

- ① 市内で住所が変わったとき
- ② 名前が変わったとき
- ③ 他市町村に転出するとき
- ④ 他市町村から転入してきたとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 手帳を破損・紛失したとき

※再交付の場合は、写真 1 枚(上半身たて4cm×よこ3cm)が必要です。

障がい名及び等級表 (1) (太線より上は旅客運賃割引の第 1 種、下は第 2 種を表します)

	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声・言語・そしゃく機能障がい
		聴覚	平衡機能	
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

障がい名及び等級表 (2)

(太線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します)

肢 体 不 自 由		
	上 肢	下 肢
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障がい 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指またはひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障がい	1 両下肢すべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障がい 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障がい 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障がい	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1 1上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	1 1上肢の機能の軽度の障がい 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 1上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障がい 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 1下肢の機能の軽度の障がい 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障がい 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

障がい名及び等級表 (3)

(太線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します)

	肢 体 不 自 由		
	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
		上肢機能	移動機能
1 級	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢の不随意運動・失調等を有するもの

障がい名及び等級表 (4)

(太線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します)

内 部 障 がい							
	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障がいの機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障がいの機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障がいの機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 1.同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級上の級となります。ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは、該当等級となります。
- 2.肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級となります。
- 3.異なる等級について二以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができます。
- 4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいいます。
- 5.「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとされています。
- 6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
- 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

(2) 療育手帳

知的障がいのある方に対し、手帳を交付します。

障がい程度区分

(太線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します)

障がい程度		障がい程度の基準	
第一種	最重度	㊦	知能指数がおおむね 20 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
	重 度	Aの1	知能指数がおおむね 21～35 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
		Aの2	知能指数がおおむね 36～50 以下の者で重複の障がいを有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
第二種	中 度	Bの1	上記以外の者で知能指数がおおむね 36～50 にある者
	軽 度	Bの2	知能指数がおおむね 51～75 にある者

ただし、18歳以上における最重度については下表による。

障がい程度		障がい程度の基準	
第一種	最重度	㊦の1	知能指数がおおむね 20 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者のうち、身辺処理全般において常時の介護を必要とする程度の者
		㊦の2	知能指数がおおむね 20 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者で、㊦の1以外の者

手続き等

▽はじめて取得するとき

必要なもの	1.療育手帳交付申請書 2.写真 2枚(上半身たて4cm×よこ3cm)
手続きの流れ	1.必要書類を障がい者福祉課に提出します。 2.18歳未満の方は、中央児童相談所で聞き取り調査、面接を行います。18歳以上の方は、障がい者福祉課で聞き取り調査の上、千葉県中央障害者相談センターで面接を行います。 3.2～3ヵ月後、県から手帳が市に送付されます。 4.障がい者福祉課で手帳の交付及び各種制度のご案内をします。

▽再判定：再判定は、療育手帳を取得し一定期間経過後、障がいの程度を確認するために行います。再判定の時期は手帳に記載されています。

▽次の場合は手帳を持って(紛失の場合を除く)障がい者福祉課にお越しください。

- ① 市内で住所が変わったとき
- ② 名前が変わったとき
- ③ 保護者の氏名又は住所が変わったとき
- ④ 他市町村に転出するとき
- ⑤ 他市町村から転入してきたとき
- ⑥ 死亡したとき
- ⑦ 手帳を破損・紛失したとき

※ 療育手帳は、都道府県・政令指定都市ごとに障がいの認定・表記が異なりますので、前住所地の福祉事務所に返還してください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある方に対し、手帳を交付します。

障がい等級表

(太線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します)

障がい等級		
第一種	1 級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第二種	2 級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3 級	精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

手続き等

1) 診断書による申請の場合

必要なもの	1.精神障害者保健福祉手帳交付申請書 2.診断書(初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの) 3.写真 1枚(上半身たて4cm×よこ3cm) 1年以内に撮影したもの 4.障害者福祉診断料助成申請書(領収書添付)※1 5.個人番号カード(ない場合は通知カードと運転免許証等身分確認ができるもの)
手続きの流れ	1.障がい者福祉課で、診断書(手帳用)をお受け取りください。 2.診断書を医師に記入してもらいます。 3.必要書類を障がい者福祉課に提出します。 4.市は県に書類を進達します。 5.約2ヵ月後、県から交付についてのお知らせが送付されます。 6.障がい者福祉課で手帳の交付及び各種制度のご案内をします。

2) 精神障がいによる年金を受けている場合

必要なもの	1.精神障害者保健福祉手帳交付申請書 2.年金証書・年金支払(振込)通知書の写し(マイナンバーによる情報連携を希望する場合、省略できることがあります。) 3.年金事務所等へ障害等級等を照会するための同意書 4.写真 1枚(上半身たて4cm×よこ3cm) 1年以内に撮影したもの 5.個人番号カード(ない場合は通知カードと運転免許証等身分確認ができるもの)
手続きの流れ	診断書による申請の場合の3以降と同じになります。

※1 診断書の費用(文書料)を助成(上限3,500円)します。

▽手帳の有効期間は2年です。2年ごとに必要書類を添えて更新手続きが必要です。

▽次の場合は手帳を持って(紛失の場合を除く)障がい者福祉課にお越しください。

- ① 市内で住所が変わったとき
- ② 名前が変わったとき
- ③ 他市町村に転出するとき
- ④ 他市町村から転入してきたとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 手帳を破損・紛失したとき

(4) 難病等のある方

障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々がありました。

対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等が受けられます。詳しくは障がい者福祉課までお問い合わせください。

具体的な対象疾患につきましては、厚生労働省のホームページ「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」をご参照ください。

▽受けられるサービス等

- ①障害福祉サービス（39 ページ参照）
- ②相談支援事業（44 ページ参照）
- ③地域生活支援サービス（55 ページ参照）
- ④補装具・日常生活用具の給付（27 ページ～38 ページ参照）
- ⑤障害児通所支援及び障害児入所支援（58 ページ～60 ページ参照） など

また、成田市では、難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく「特定医療費（指定難病）受給者証」が交付されている方に対して、指定難病等見舞金を支給しております。詳しくは 15 ページをご参照ください。

難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく「特定医療費（指定難病）受給者証」の申請に関するお問い合わせ・手続きの窓口は

①印旛健康福祉センター

佐倉市鎗木仲田町 8-1 TEL 043-483-1135、FAX 043-486-2777

②印旛健康福祉センター成田支所

成田市加良部 3-3-1 TEL 26-7231、FAX 26-4760

また、医療に関する相談につきましては

印旛山武地域難病相談・支援センター

成田市飯田町 90-1 成田赤十字病院 TEL/FAX 22-2311

3 福祉手当等

(1) 福祉手当

年齢、障がいの程度により国・県・市の各制度により手当を支給します。

児 童（窓口／障がい者福祉課）※手当の申請をした月の翌月分から支給開始となります。

種 類	対 象 者	手当額/支給月	支給制限	
国 障害児福祉手当	心身に次のいずれかの障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童 ①身体障害者手帳1・2級の一部 ②療育手帳(A)～Aの1の一部(おおむね知能指数20以下) ③重度の精神障がい、血液疾患、肝臓疾患等を有するもの	月 16,100 円 年 4 回 (5,8,11,2月)	①施設に入所したとき ②障がいを事由とする公的年金の給付を受けている方 ③本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を越える場合	
市	重度心身障がい児福祉手当	障害児福祉手当に該当しない20歳未満の児童で、次のいずれかに該当するもの ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳(A)～Aの2 ③療育手帳Bの1と身体障害者手帳3・4級、あるいは精神障害者保健福祉手帳3級の重複障がいのあるもの	①施設に入所したとき ②障がい児の市町村民税所得割額が年額16万円以上の場合	
	中度知的障がい児福祉手当	療育手帳Bの1の児童		月 7,000 円 年 3 回 (7,11,3月)
	軽度知的障がい児福祉手当	療育手帳Bの2の児童		月 5,000 円 年 3 回 (7,11,3月)
	重度精神障がい児福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童		月 11,500 円 年 3 回 (7,11,3月)
	軽度精神障がい児福祉手当	精神障害者保健福祉手帳3級の児童		月 7,000 円 年 3 回 (7,11,3月)
国 特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している父母または養育者 ①身体障害者手帳1級～3級、4級の一部 ②療育手帳(A)～Aの2、おおむねBの1 ③精神障がい、内部疾患などで常時介護を必要とするもの	月 1級 56,800 円 2級 37,830 円 年 3 回 (8,11,4月)	①施設に入所したとき ②障がいを事由とする公的年金の給付を受けている方 ③父母又は養育者の所得が限度額を超える場合	

成人(窓口/障がい者福祉課) ※手当の申請をした月の翌月分から支給開始となります。

種類	対象者	手当額/支給月	支給制限	
国	特別障害者手当	重度障がい者で日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の方 ①身体障害者手帳1・2級の一部の方で、主に異なる障がい重複しているもの ②療育手帳(A)の1 ③重度の精神障がい、血液疾患、肝臓疾患等を有し、他の重度障がい重複しているもの	月 29,590 円 年 4 回 (5,8,11,2月)	①施設に入所したとき ②3ヶ月以上入院したとき ③本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を越える場合
	経過的福祉手当	従来福祉手当受給者のうち特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給していない方	月 16,100 円 年 4 回 (5,8,11,2月)	同上
県	ねたきり身体障害者福祉手当	おおむね6ヶ月以上ねたきりの身体障がい者で、日常生活に介護を必要とし、特別障害者手当に該当しない20歳以上65歳未満の方(65歳以上の方は、市のねたきり老人等福祉手当に該当)	月 13,000 円 年 3 回 (7,11,3月) ※生活保護受給者または中国残留邦人等の支援給付受給者は上限支給月額8,000円以下同じ	①施設に入所したとき ②3ヶ月以上入院したとき ③障がい者の市町村民税所得割額が年額16万円以上の場合 ④成田市ねたきり高齢者福祉手当又は重度認知症高齢者介護手当※を受給されている方 ※ねたきりや重度の認知症により日常生活に介助を要する状態が6カ月以上続いている65歳以上の方については上記手当を受けられる場合があります。詳しくは高齢者福祉課へ(Tel20-1537)
	重度知的障害者福祉手当	療育手帳(A)～Aの2で、特別障害者手当に該当しない20歳以上の方	月 13,000 円 年 3 回 (7,11,3月)	
市	重度身体障がい者福祉手当	身体障害者手帳1・2級で、特別障害者手当及びねたきり身体障害者福祉手当に該当しない20歳以上の方	月 11,500 円 年 3 回 (7,11,3月)	
	中度知的障がい者福祉手当	療育手帳Bの1の方	月 7,000 円 年 3 回 (7,11,3月)	
	軽度知的障がい者福祉手当	療育手帳Bの2の方	月 5,000 円 年 3 回 (7,11,3月)	
	重度精神障がい者福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	月 11,500 円 年 3 回 (7,11,3月)	
	軽度精神障がい者福祉手当	精神障害者保健福祉手帳3級の方	月 7,000 円 年 3 回 (7,11,3月)	

種 類	対 象 者	手当額/支給月	支給制限
市 特別障がい者 等介護者手当	介護者のいる市内居住 3 年以上の特別障がい者等	月 12,000 円 年 4 回 (7,10,1,4 月) ※生活保護受給者 または中国残留 邦人等の支援給 付受給者は上限 支給月額 8,000 円	① 同一の月に 14 日を超えて入院もしくは短期入所したとき ② 施設に入所したとき ③ 障がい者の市町村 村民税所得割額 が年額 16 万円 以上の場合

※ 県の手当は、市が県の手当額に金額の上乗せをしています。

成 人 (窓口/子育て支援課)

種 類	対 象 者	手当額/支給月	支給制限
国 児童扶養手当	父または母が重度の障がい者 (おおむね身体障害者手帳 1・ 2 級程度) である児童の母も しくは父、または養育者 ①児童が 18 歳になった後の 最初の 3 月まで ②中度以上の障がいを有する 児童の場合は 20 歳未満まで	全部支給 月 46,690 円 一部支給 月 46,680～ 11,010 円 2 人目以降 全部支給 月 11,030 円 一部支給 月 11,020～ 5,520 円 年 6 回 (奇数月) R6.11.1 現在	①児童が児童福祉施設に入所又は里親に委託されているとき ②父母、養育者、又は児童が公的年金を受けることができる場合(公的年金等との差額が支給されます) ③父母、養育者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている場合(所得により、支給停止又は一部支給停止があります) ④父母又は養育者が日本国内に住所を有しないとき
市 遺児等手当	父母又は父母の一方が、重度の障がい(おおむね身体障害者手帳 1・2 級程度)を有している場合、その児童の養育者に義務教育終了まで支給	月 6,000 円 年 3 回 (7,11,3 月)	①父又は母が障がいの状況から回復したとき ②児童が義務教育を修了したとき ③父又母が成田市内に住所を有しないとき

(2) 指定難病等見舞金

指定難病等による療養者に見舞金を支給します。県から交付された特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証、振込先が確認できる物及び印鑑（本人以外が申請するとき）が必要となります。申請があった月から支給開始となります。※小児慢性特定疾病医療受給者証による受給者については、対象児童が18歳に到達するまでの給付となります。

種 類	対 象 者	支給制限	支給額/支給月
指定難病等 見舞金	指定難病等と認定された療養者又はその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉手当を受給している方 ・治癒、転出、死亡又は施設に入所したとき ・更新後の受給者証の提出がないとき ・小児慢性特定疾病医療受給者証による支給を受けていた児童が18歳に到達したとき 	月 5,000 円 年 2 回(4,10 月)

なお、指定難病等の受給者証については保健所で申請受付・交付を行っております。詳しくは、以下までお問い合わせください。

印旛健康福祉センター（印旛保健所）	
所在地	佐倉市鎗木仲田町8-1
電話	043-486-2777（疾病対策課）
受付日・時間	受付曜日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 受付時間：午前9時～午後5時
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・指定難病医療費助成制度の手続きに関すること。 ・難病相談に関すること。

印旛健康福祉センター（印旛保健所）成田支所	
所在地	成田市加良部3-3-1
電話	0476-26-7231（代表）
受付日・時間	受付曜日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 受付時間：午前9時～午後5時
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・指定難病医療費助成制度の手続きに関すること。 ・難病相談に関すること。 ※支所で対応できない場合があるため、予めお問い合わせください。

4 年 金

○心身障害者扶養年金

心身に障がいがあるため、独立自活することが困難な障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を拠出し、扶養者が死亡した場合、残された障がい者に年金を支給します。

加入資格／市内に居住する 65 歳未満の方で、次に掲げる障がい者を扶養しているもの

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の所持者
- ④ 上記と同程度の障がいがあると認められる者

掛金／加入者の加入時の年齢による。(2口まで加入できます)

加入者の年齢	掛金月額(1口)	加入者の世帯の所得に応じ掛金の減免や加入時の年齢等の条件により一定期間掛け金を掛け続けた場合に掛金が免除されます。さらに、市では、1口目の掛金の1/2を助成しています。
35 歳未満	9,300 円	
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	

支給額／加入者が死亡し、又は重度障がい者と認められたときは、障がい者に年金を支給します。1口加入の場合は月額 2 万円(年額 24 万円)、2口加入の場合は月額 4 万円(年額 48 万円)となります。また、年金受給前に脱退した場合や加入者より前に障がいのある方が死亡した場合は、加入期間に応じ脱退一時金、弔慰金が支給されます。詳しくは障がい者福祉課までご相談ください。

○年金制度

名 称	対象者及び内容	窓 口
障害基礎年金 (拠出)	国民年金加入者が傷病により、国民年金法で定める1級又は2級の障がいの程度に該当したときに支給されます。ただし、次に掲げる要件を満たしている方 ① 初診日から1年6カ月を経過した日又は症状が固定した日 ② 初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていること ③ 被保険者であった人が国内に住所を有し60歳以上65歳未満であるときは、条件があるので確認が必要	保険年金課
障害基礎年金 (無拠出)	20歳前の傷病により、国民年金法で定める1級又は2級の障がいがある方（受給者本人の所得制限有り）	
障害厚生年金	厚生年金の加入中に初診日のある傷病により生じた場合に支給されます。 障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、独自の障害等級表により障害厚生年金(3級)又は障害手当金(一時金)が支給される場合があります。	日本年金機構 佐原年金事務所

年金の相談／隔週水曜日(午前10時～午後3時) 保険年金課

日本年金機構 佐原年金事務所 〒287-8585 香取市佐原口 2116-1
電話 0478-54-1442、FAX 0478-54-4411

ねんきんサテライト成田(なりた) 〒286-0033 成田市花崎町 828-11
(佐原年金事務所成田分室) スカイトウン成田 2階
電話 0476-24-5715、FAX 0476-24-5720

○特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。詳細は、保険年金課にお問い合わせください。

5 税金

(1) 所得税・住民税・相続税

納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が、所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、所得税、市・県民税の所得控除及び相続税の税額控除を受けることができます。控除を受けるためには、その控除に該当することを申告する必要があります。

種類	対象者及び内容		取扱窓口
所得税	障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級又は療育手帳Bの1・Bの2、又は精神障害者保健福祉手帳2・3級 控除額27万円	成田税務署
	特別障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Ⓐ～Aの2又は精神障害者保健福祉手帳1級 控除額40万円	
	同居特別障害者扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が特別障害者の場合 控除額35万円加算	
市・県民税	障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級又は療育手帳Bの1・Bの2、又は精神障害者保健福祉手帳2・3級 控除額26万円	成田市役所 市民税課
	特別障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Ⓐ～Aの2又は精神障害者保健福祉手帳1級 控除額30万円	
	同居特別障害者扶養控除	同居の配偶者又は扶養親族が特別障害者の場合 控除額23万円加算	
	前年合計所得が135万円以下の障がい者は、非課税となります。		
相続税	障害者控除	85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合の税の免除 (85歳－障がい者年齢)×10万円	成田税務署
	特別障害者控除	85歳未満の特別障がい者が相続により財産を取得した場合の税の免除 (85歳－障がい者年齢)×20万円	

成田税務署 成田市加良部 1-15 TEL28-5151、FAX 26-7142

成田市役所市民税課 成田市花崎町 760 TEL20-1513、FAX 24-2858

(2) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）

心身障がい者、又は心身障がい者と生計を同じくする人（住民票の住所が同じで同居している人）が所有しもっぱら心身障がい者のために使用する自動車の税金が減免されます。

障害者手帳の交付日から1カ月以内に減免の申請書を提出した場合は、既に納付済みの場合でも、自動車税が還付されます。

自動車税

障がいの区分	障がいの級別	
	※部位ごとの等級（例：上肢7級と下肢7級で総合6級などは対象外）	
視覚障がい	1～3級、4級の1（視力障がい）	
聴覚・平衡障がい	2・3級	
音声・言語障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいに限る）	
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3級・5級	
内部障がい	1～4級	
乳児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1～3級	
知的障がい者	療育手帳（㉠～Aの1、Aの2で音声・言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳「3級」を所持するもの）	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級	

対象自動車 障がい者本人が所有(生計を一にする者も含む)し、本人・生計を一にする者又は常時介護する者が運転する自動車1台

自動車の所有者又は運転者が生計同一者等の場合、障がい者福祉課で交付する自動車税・軽自動車税（環境性能割）に係る“生計同一証明書”又は“常時介護証明書”が必要になります。※申請書を受理後、後日、郵送でご自宅へ送付します。

お問い合わせ・手続きは 佐倉県税事務所〒285-8503 佐倉市籾木仲田町8-1
電話 043-483-1403、FAX 043-486-9411
香取県税事務所〒287-8503 香取市佐原イ92-11
電話 0478-54-1314、FAX 0478-52-6081

ただし、精神障がいのある方については印旛健康福祉センター（保健所）で交付しますので、申請方法等については、印旛健康福祉センターにお問い合わせ下さい。

- 申請に必要なもの ①精神障害者保健福祉手帳（1級） ②運転者の運転免許証（※）
③車検証（新規購入などで車検証がない場合は車体番号がわかるもの）
④印鑑 ⑤世帯全員の住民票（同一世帯であること）

軽自動車税

障がいの区分	障がいの級別	
視覚障がい	1～3級、4級の1（視力障がい）	
聴覚・平衡障がい	2・3級	
音声・言語障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいに限る）	
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3級・5級	
内部障がい	1～4級	
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
知的障がい者	療育手帳（ ㊤ ～Aの1、Aの2で音声・言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳「3級」を所持するもの）	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級	

対象自動車 障がい者本人が所有(生計を一にする者も含む)し、本人・生計を一にする者又は常時介護する者が運転する自動車1台

軽自動車税の納税義務者は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車をお持ちの方です。年の途中で軽自動車を登録した場合の月割による課税及び、廃車した場合の月割による還付はありません。

初めて減免申請を行う方

軽自動車税の納税通知書が届いた日から納期限の5月31日（5月31日が土曜日・日曜日の場合は次の月曜日）までに、成田市役所市民税課にて減免申請を行ってください。

なお、減免を受けるには毎年申請をする必要があります。

※成田市では、5月15日頃に納税通知書を発送いたします。

継続で減免申請を行う方

2月1日から軽自動車税の納期限までに減免申請を行ってください。

申請に必要なもの

①減免申請書 ②車検証のコピー③運転者の運転免許証のコピー(※)④障害者手帳（原本）

お問い合わせ・手続きは **成田市役所市民税課** TEL20-1513、FAX 24-2858

(※) マイナンバーカードと運転免許証の一体化によるマイナ免許証の取り扱いについては各手続き先までお問い合わせください。

6 各種割引等

(1) NHK放送受信料の減免

対象者	内容
身体、知的、精神いずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	全額免除
次のいずれかに該当する方が世帯主で、かつ、放送受信契約者である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害・聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 1 級、2 級をお持ちの方 ・療育手帳Ⓐ、Ⓐの 1、Ⓐの 2、A の 1、A の 2 をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 	半額免除

手続き 放送受信料免除申請書に記入押印し、障がい者福祉課で福祉事務所長の証明印を受け NHK 千葉放送局に郵送で申し込みます。

直接、NHK の窓口で申請または郵送での申請も受け付けています。

この場合に申請に必要なものは、NHK にお問い合わせください。

【お問い合わせ】日本放送協会 千葉放送局 043-203-0700



NHK 受付フォーム

(郵送申請用)

(2) 鉄道運賃の割引

手続き 乗車券購入時に、各種手帳を提示してください。

※令和6年12月までに発行した精神障害者保健福祉手帳には「第一種」「第二種」の表記がないため、障がい者福祉課で「第一種」「第二種」のスタンプを押しますので、精神障害者保健福祉手帳をご持参の上、お越してください。

(大栄支所・下総支所では「第一種」「第二種」のスタンプの押印はできません。)

① JR

対象	券種	割引率	割引条件
第 1 種障がい者とその介護者	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	50%	介護者同伴の場合に限る
第 1 種障がい者とその介護者、又は 12 歳未満の第 1 種・第 2 種障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)		介護者同伴の場合に限る
第 1 種・第 2 種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券		片道 100 km を超える場合のみ

②京成電鉄

対象	券種	割引率
第 1 種・第 2 種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券(きっぷ・IC カード)、回数乗車券、定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	50%
第 1 種・第 2 種障がい者とその介護者がともに利用する場合	普通乗車券(きっぷ・IC カード)、回数乗車券、定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	

③その他の鉄道会社

その他の鉄道会社の運賃割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

(3) 航空運賃の割引（国内線のみ）

※割引率は航空運送事業者又は路線によって異なります

手帳種別	対 象 者
身体障害者手帳 療育手帳	第1種障がい者（満12歳以上）・・・本人及び介護者 第2種障がい者（満12歳以上）・・・本人のみ（一部の航空運送事業者においては本人及び介護者）
精神障害者保健福祉手帳 （顔写真付きかつ有効期限内のもの）	12歳以上の障がい者・・・本人のみ（一部の航空運送事業者においては本人及び介護者）

手続き 航空券等購入時に、各種手帳を提示してください。

※成田空港内の一般駐車場を利用する際に、障害者手帳を提示することにより、駐車料金が50%割引（営業用車両を除く）になります。詳しくは利用駐車場にてご確認ください。

(4) バス運賃の割引

手続き 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を提示して下さい。

割引率 普通運賃の場合 50%割引

定期券の場合 30%割引

介護人に対しても同様の割引運賃が適用されます。（原則1名まで）

※割引条件はバス会社により異なります。詳しくはご利用のバス会社までお問い合わせください。

※市営のコミュニティバスは、手帳(身体・知的・精神)を提示すると無料となります。

(5) 有料道路通行料金の割引

対象者

- ① 本人運転の場合…身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障がい者
- ② 本人以外の運転の場合…第1種の療育手帳または第1種の身体障害者手帳所持者

対象となる車 自動車の詳しい要件についてはお問合せください。

- 自動車登録する場合**：本人が所有する自動車、又は一定の範囲内の親族が所有する自動車(いずれも法人名義、営業用を除く)一台に限る。
- 自動車登録しない場合**：親族や知人等の所有する自動車(法人名義、営業用を除く)、レンタカー、借用自動車、介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両
※介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両は、第1種の手帳を所持している方が同乗する場合のみ割引対象となります。

割引率

通常料金の50%

利用方法

- ① 自動車とETCを登録している場合は、ETCレーンを通行時に割引を適用
- ② 自動車やETCを登録しない場合は、料金所の一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで、係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示

手続き

障がい者福祉課に下記の書類をご持参の上、申請手続きをお取りください。

【自動車登録あり】 ETCを利用しない場合	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 運転免許証(自ら運転する方のみ) ※ 3 自動車検査証
【自動車登録あり】 ETCを利用する場合	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 運転免許証(自ら運転する方のみ) ※ 3 自動車検査証 4 ETCカード(障がい者本人名義のもの・対象者が18歳未満の場合は家族名義のETCカードでも可) 5 ETC車載器セットアップ申込書・証明書
【自動車登録なし】	1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 運転免許証(自ら運転する方のみ) ※

※運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。

オンライン申請

ETC利用申請される場合は、スマートフォンからオンラインでも申請が可能です。

オンライン申請受付サイト



制度についてのお問い合わせ先

東日本高速道路㈱NEXCO 東日本お客さまセンター
0570-024-024 または 03-5308-2424

(6) 携帯電話基本料金等の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方を対象に、基本料金が割引される場合があります。詳しくは契約先の携帯電話会社までお問い合わせください。

(7) 水道料金の減免

県の水道局の管轄範囲（赤坂、吾妻、加良部、玉造、中台、橋賀台及び三里塚の一部）に限り、水道料金の消費税及び地方消費税相当額を免除します。（10円未満の端数は切り捨てます。）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当を受けている方（特別児童扶養手当受給証明を交付されている方）がいる世帯 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1級又は2級の障害を有する方がいる世帯※ ・知的障害者更生相談所等において重度以上の知的障害者と判定された方がいる世帯※ ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1級の障害を有する方がいる世帯※ <p>※当年において市民税（所得割）を賦課された方のいない世帯が対象となります。（同居の世帯を含みます。） ただし、市民税（所得割）を賦課された方が前年において所得税を賦課されていないことを証明すれば、当該免除の対象となります。</p>
窓口	<p>千葉県水道局県水お客様センター 電話 0570-001-245 FAX 043-272-3333</p>

(8) マル優制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方を対象に、銀行預金や国債、公募地方債等の利子が非課税になる制度があります。詳しくは各金融機関までお問い合わせください。

(9) ふれあい案内(無料番号案内)

NTTの番号案内（104番）が無料で利用できます。

対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方(下記の対象者のみ)

視覚障がい	1～6級
肢体不自由(体幹) 肢体不自由(上肢) 肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1級、2級

- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

お申し込み先

直接手続きの場合：お近くのNTT支店・営業所

お電話の場合：フリーダイヤル 0120-104174

(10) 入館料等の割引

施設名	料金	内容
航空科学博物館	50%割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者(1人)
房総のむら	無料	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者(1人)
成田HUMAXシネマズ	通常料金 1,100円 3D、IMAXは別料金あり	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者(1人)
成田ゆめ牧場	50%割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 障がい者1人につき、介護者1人無料

(11) その他の在宅サービス

○タクシー料金の割引

対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者（精神障害者保健福祉手帳は対象外）

割引率 メーター表示額の1割

割引方法 乗車の際、運転手に手帳を呈示します。

◎県内各タクシー会社で適用（他県にも同様の制度あり、乗車の際に確認を）

○福祉タクシー料金助成

対象者 身体障害者手帳 1級・2級、下肢・体幹・視覚障がいの3級

療育手帳 ㉠～Aの2

精神障害者保健福祉手帳 1級・2級

割引率 メーター表示額から、「タクシー料金の割引」（1割引）された後の金額が、

4,000円以下のときは、半額を助成

4,000円以上のときは、2,000円を限度として助成

割引方法 助成券に割引後のタクシー料金を添えて運転手にお渡してください。

助成券の交付枚数 年間48枚（人工透析者は年間96枚）

申請 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳をご持参のうえ、障がい者福祉課で手続きしてください。

利用できるタクシー（詳しくはP.80「利用可能なタクシー会社一覧」）

7 医 療

名 称		対象者及び内容	窓 口
自立支援医療	育成医療	身体障がい児(18歳未満)で、比較的短期間の治療(手術等)で障がいが改善されるものの治療費の一部を公費負担します。なお、医療機関が指定されています。	自己負担は原則として医療費の1割となります。ただし、世帯の所得水準に応じて1月あたりの負担に上限額が設けられています。
	更生医療	身体障がい者(18歳以上)が、障がいの程度を軽くし若しくは取り除き、又は障がいの進行を防いで職業及び日常生活の便宜を増すために必要な医療(関節形成術、僧帽弁置換術、腎移植術、肝移植術など)を給付します。なお、医療機関が指定されています。	
	精神通院医療	精神疾患の治療(デイケア、訪問看護、薬剤負担を含む)にかかる通院医療費の一部を公費負担します。なお、医療機関が指定されています。	
重度心身障害者(児)医療費助成	<p>重度の心身障がい者(児)が、医療機関で診療を受けた場合の保険診療分について、自己負担金以外の費用を支払うことなく、医療サービスを受けることができます。ただし、市町村民税所得割 235,000 円以上の方は助成対象外です。</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳(A)～Aの2 ③精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>65歳以上で新たに重度障害となった方は対象外となります。</p>	障がい者福祉課	
精神障害者医療費助成	自立支援医療(精神通院)を利用している精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、入院以外の精神通院医療費の自己負担を助成する。		
後期高齢者医療	65歳以上75歳未満の身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳(A)～Aの2、精神保健福祉手帳1・2級所持者は後期高齢者医療の対象となる場合があります。	保険年金課	

8 補装具の購入・借受け・修理

身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者(児)又は難病患者に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため補装具の購入、借受け及び修理にかかる費用(補装具費)を支給します。なお、装具など医療保険の給付対象となるものについては、医療保険の給付が優先されますので、加入している健康保険にご相談ください。すでに購入(修理)した補装具には費用を支給できませんので、事前に障がい者福祉課にご相談ください。

対象にならない場合

- ① 労災による障がいの方
- ② 介護保険の福祉用具の対象者(62 ページ参照)
- ③ すでに購入・借受け・修理した場合
- ④ 18歳以上の方は、市町村民税所得割額が46万円以上の方が世帯員にいる場合

費用負担 補装具の製作・借受け・修理費にかかる費用の9割を市が負担します。(基準額あり)

	申請者	申請に必要な書類
18歳未満	保護者 又は 施設長	① 補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書 ② 補装具費支給意見書(修理の場合は原則不要) ③ 見積書 ④ 個人番号カード(ない場合には、通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの) ※1月1日現在成田市に住民票のない方は、世帯員全員の市町村民税課税状況が確認できるもの
18歳以上	本人	① 補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書 ② 見積書 ③ 個人番号カード(ない場合には、通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの) ※1月1日現在成田市に住民票のない方は、世帯員全員の市町村民税課税状況が確認できるもの

※ 18歳以上の方は、千葉県中央障害者相談センターの判定が必要な場合があります。

《補装具の種目》※は借受け制度の対象補装具です。

対象者	補装具名
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者(児)	補聴器
肢体不自由者(児)及び音声・言語機能障がい者(児)	重度障害者用意志伝達装置※
肢体不自由者(児)	義手※、義足※、装具※、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置※ 歩行器※、歩行補助つえ(T字状・棒状のつえは除く)
肢体不自由児(18歳未満)	座位保持椅子※、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
呼吸器機能・心臓機能障がい者	車椅子、電動車椅子

○身体障害者等補装具等自己負担金助成

市では、補装具費を支給した際の自己負担金を助成しています。(基準額あり)

9 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障がい者(児)及び、難病患者の方に、日常生活・介護上の便宜を図るための日常生活用具(別表参照)を給付・貸与します。ただし、介護保険の対象となる身体障害者手帳所持者で、「特殊寝台」、「手すり」等が必要な方は原則として介護保険制度が優先されます。(62 ページ参照)

18 歳未満

申請者：保護者

【申請に必要な書類】

- ① 日常生活用具給付等申請書
- ② 見積書
- ③ 個人番号カード（無い場合は通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの）
- ④ 日常生活用具給付意見書
（障害者手帳の交付を受けている方で、手帳の申請の際に添付した診断書の内容のみで用具の必要性を確認できる方は提出を省略できる場合があります。）
- ⑤ 地方税情報等の閲覧に係る同意書又は世帯全員の市町村民税課税状況が確認できるもの

18 歳以上

申請者：本人

【申請に必要な書類】

- ① 日常生活用具給付等申請書
- ② 見積書
- ③ 個人番号カード（無い場合は通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの）
- ④ 日常生活用具給付意見書
（障害者手帳の交付を受けている方で、手帳の申請の際に添付した診断書の内容のみで用具の必要性を確認できる方は提出を省略できる場合があります。）
- ⑤ 地方税情報等の閲覧に係る同意書又は障がいのある方とその配偶者の市町村民税課税状況が確認できるもの

費用負担／基準額の範囲内で用具の給付にかかる費用の9割を市が負担します。

（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は基準額の10割を市が負担）

ただし、世帯の課税状況、本人の収入に応じて自己負担の月額に上限が設けられています。

※ 申請前に購入した用具については対象外となりますので、購入する前に必ず障がい者福祉課にご相談ください。

障がい者（児）・難病患者用

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者又は難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
	特殊マット	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級の身体障がい者(常時介護を要する者に限る。), 下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい児, 知的障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい者(児)又は難病患者(原則3歳以上)	身体障がい者にとっては, じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。身体障がい児及び知的障がい者(児)にとっては, 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	21,560円
	特殊尿器	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級の身体障がい者(児)又は難病患者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので, 身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円
	入浴担架	下肢機能又は体幹機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(入浴に介助を要する者に限る。原則3歳以上)	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	90,640円
	体位変換器	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)又は難病患者(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。原則学齢児以上)	介助者が身体障がい者(児)若しくは難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500円
	移動用リフト	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)又は難病患者(原則3歳以上)	介護者が身体障がい者(児)又は難病患者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4年	174,900円
	訓練椅子	下肢機能又は体幹機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい児(原則3歳以上)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	36,410円
	訓練用ベッド	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい児(原則学齢児以上)又は難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	175,120円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある身体障がい者(児)又は難病患者であって、入浴に介助を要するもの(原則3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	99,000円
	便器	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)又は難病患者(原則学齢児以上)	身体障がい者(児)又は難病患者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができるもの)。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,900円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者	身体障がい者が容易に使用し得るもの	3年	4,950円
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障がい者(児)又は難病患者(原則3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 身体障がい者(児)又は難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円
	頭部保護帽	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者。てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)又は精神障がい者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革製 17,160円 スポンジ・革・プラスチック製 41,580円
	特殊便器	上肢機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)、知的障がいの程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障がい者(児)又は難病患者(原則学齢児以上)	身体障がい者(児)若しくは難病患者又は知的障がい者(児)の介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	火災警報器	障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児), 知的障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい者(児)又は精神障がい者であって, 火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し, 音又は光を発し, 屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	17,050円
	自動消火器	障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児), 知的障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい者(児), 精神障がい者又は難病患者であって, 火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し, 初期火災を消火し得るもの	8年	31,570円
	電磁調理器	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者であって, 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに知的障がいの程度が重度又は最重度の知的障がい者(18歳以上)	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	45,100円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(原則学齢児以上)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,700円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚機能の障がいの程度が2級の身体障がい者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音, 声音等を視覚, 触覚等により知覚できるもの	10年	96,140円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能の障がいの程度が1級から3級までで自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う身体障がい者又は腎臓機能の障がいの程度が1級から3級までの身体障がい児(原則3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	56,650円
	ネブライザー	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
	足踏み式・手動式たん吸引器	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	足踏み又は手動ポンプで吸引するもの	5年	12,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	173,250円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	身体障がい者が容易に使用し得るもの	10年	18,700円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	ガソリン又はガスボンベ等で作動し、介護者が容易に使用し得るもの ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。	5年	120,000円
	ポータブル電源(蓄電池)	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。	5年	60,000円
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介護者が容易に使用し得るもの ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。	5年	30,000円
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。原則学齢児以上)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,900円
	視覚障害者用体重計	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	19,800円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能の障がい又は肢体不自由の身体障がい者(児)であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの(原則学齢児以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	108,680円
	情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトで、上肢障がい者にはインテリキー又はジョイスティック等、視覚障がい者には画面拡大ソフト又は画面音声化ソフトなど身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	110,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいの身体障がい者(原則視覚機能の障がいの程度が1級又は2級で、かつ、聴覚機能の障がいの程度が2級である身体障がい者)又は視覚機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字などのコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	421,850円
	点字器	視覚障がいの身体障がい者(児)(就労若しくは就学している者又は就労が見こまれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7年	11,770円
	点字タイプライター	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	69,410円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(原則学齢児以上)	音声等により操作ボタンを知覚し、若しくは認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの又は音声等により操作ボタンを知覚し、若しくは認識することができ、かつ、当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	93,500円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(原則学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	109,780円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	217,800円
	視覚障害者用 時計	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 11,330円 音声時計 14,630円
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	78,100円
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	97,790円
	人工喉頭	喉頭を摘出した者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部にあてた振動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,610円 (気管カニューレ付の場合は、9,130円) 電動式 79,420円
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則障がいの程度が1級又は2級)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又はファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	身体障がい者が容易に使用し得るもの	—	—
	ファックス (貸与)	聴覚機能、音声機能又は言語機能の障がいの程度が1級から3級までの身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な身体障がい者のみの世帯に限る。)	身体障がい者が容易に使用し得るもの	—	—

区分	種目	障がい・程度及び対象者	性能等	耐用年数	基準額
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチック製の収納袋 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチック製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの		消化器系 月額 9,680円 尿路系 月額 12,760円
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障がい者若しくは排尿機能障がい者又は脳原性運動機能障がいを有し、かつ、意思表示が困難な者(原則3歳以上)	障がい者が容易に使用し得るもの		月額 13,200円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	1年	男性用 8,690円 女性用 9,570円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢機能、体幹機能若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい(移動機能障がいに限る。)の程度が1級から3級まで、上肢機能の障がいの程度が1級若しくは2級(特殊便器への取替えをする場合に限る。)の身体障がい者(児)又は難病患者(原則学齢児以上)	身体障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に当たり小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

※種目により、別途取付費の助成があります。

○点字図書給付事業

視覚障がいによる身体障害者手帳所持者に対し、一般図書との差額を助成します。

(ただし、月間・週刊等の雑誌は除く。)

自己負担金は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額となります。

○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活・介護上の便宜を図るための日常生活用具(別表参照)を給付します。

- ・対象者：小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象者の要件に該当する方。
- ・費用負担：世帯の所得に応じて自己負担があります。

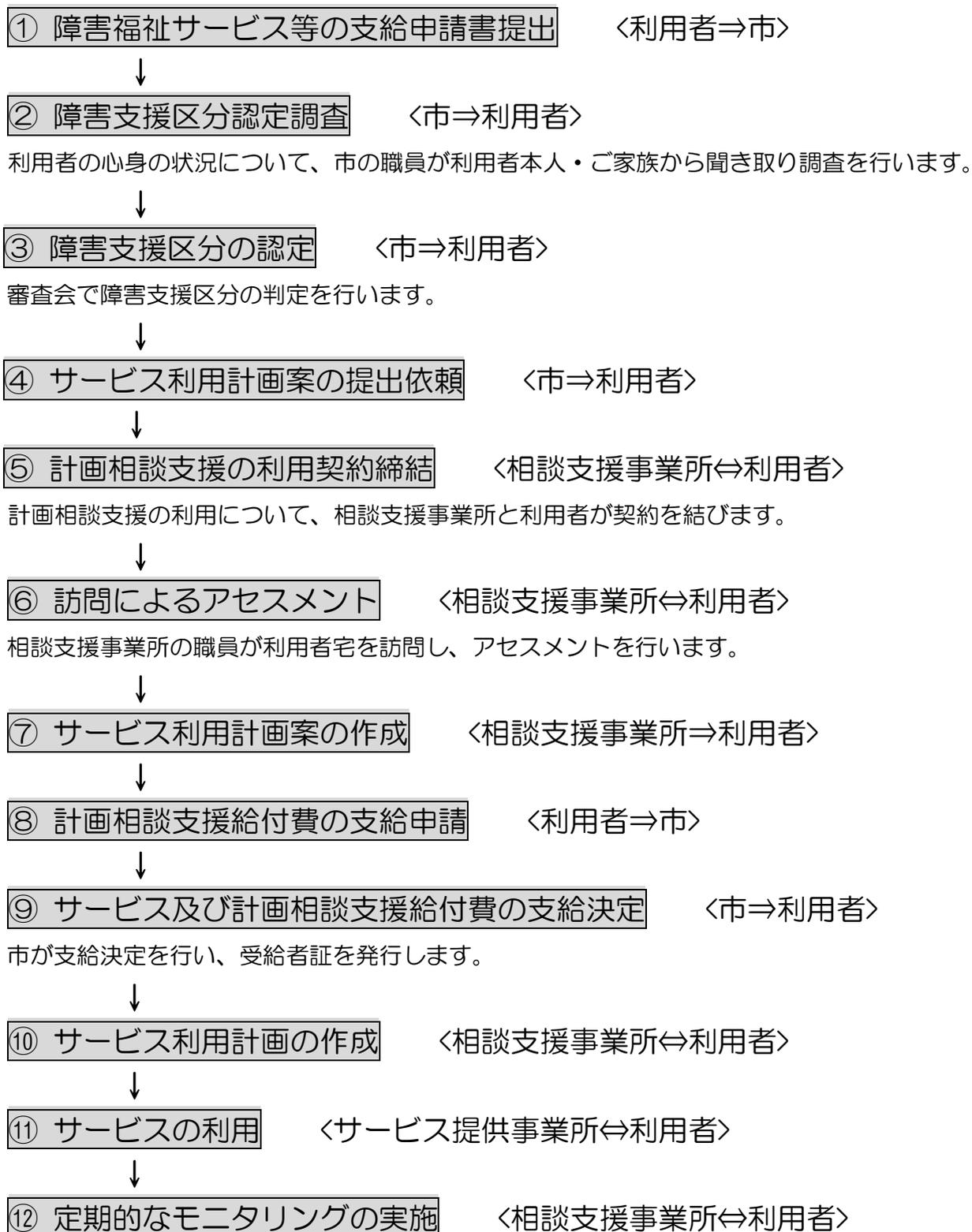
小児慢性特定疾病児童等用

種 目	対象児童等	性 能	基準額
便器	常時介助を要する者	対象児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,900円
特殊マット	ねたきりの状態にある者	しゅうろく 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円
特殊寝台	ねたきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円
体位変換器	ねたきりの状態にある者	介助者が対象児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円
車椅子	下肢が不自由な者	対象児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 対象児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円

種 目	対象児童等	性 能	基準額
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580円
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250円
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱 ^{ぼうこう} を造設した者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円

10 福祉サービス

(1) 手続きと利用の流れ



(2)サービスの種類と対象者

①障害者総合支援法に基づくもの

サービスの種類		サービスの名称	サービス内容	対象者	
種 類					
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排泄の介護、家事援助を行います。	区分1以上	
		重度訪問介護	入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的にを行います。	区分4以上の肢体不自由者、重度の知的障がい者又は精神障がい者で、一定の条件を満たす者	
		同行援護	視覚障がいがある方の外出を支援します。	視覚障がい者で、一定の条件を満たす者	
		行動援護	危機回避が困難な方などの外出を支援します。	区分3以上の知的障がい者又は精神障がい者で、一定の条件を満たす者	
		重度障害者等包括支援	居宅介護やその他の障害福祉サービスを包括的にを行います。	区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、一定の条件を満たす者	
	施設等を日中利用するサービス	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に入所できます。	区分1以上	
		生活介護	常時介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護等をしたり、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)	
		療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。	①ALS患者等で人工呼吸器を使用する区分6の者 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって区分5以上の者	
		施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	区分4以上(50歳以上は区分3以上)	
		住まいの場として受けるサービス	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や、日常生活の相談援助を行います。	
	訓練等給付	自宅で訪問を受けるサービス	自立生活援助	自立した日常生活ができるよう、定期的な訪問や相談対応等必要な援助を行います。	
		通所して利用するサービス	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間必要な訓練を行います。	
			就労移行支援	企業等での就労を希望する方に、一定期間必要な訓練を行います。	
			就労継続支援(A型・B型)	企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、必要な訓練を行います。	
		就労定着支援	企業等での就労の継続を図るため、必要な連絡調整や相談等の支援を行います。	就労移行支援等を利用した後、企業等で就労している者	

地域相談支援	地域移行支援	精神科病院等に入院している方などに、地域における生活へ戻るための相談・支援を行います。	
	地域定着支援	自宅において単身で生活する方などに、一定期間連絡体制を確保し、訪問等の必要な支援を行います。	
地域生活支援サービス	移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行います。	
	日中一時支援事業	自宅で介護ができない場合、施設を日中利用することができます。	
	障がい者デイサービス事業	デイサービスセンター等で、創作活動や機能訓練、食事・入浴等のサービスを行います。	
	訪問入浴サービス事業	自宅で入浴が困難な場合、定期的に訪問して入浴サービスを行います。	

※ 対象者の区分は障害支援区分を指します。

②児童福祉法に基づくもの

サービスの種類		サービス内容	対象児童
種類	サービスの名称		
障害児通所支援サービス	児童発達支援	療育のため、通所施設への通所を支援します。（肢体不自由のある児童に対する治療を含む）	成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童
	放課後等デイサービス	放課後や長期休業期間中に、生活訓練を行う場を提供します。	成長や発達に遅れのある就学児童や、身体の不自由な就学児童
	保育所等訪問支援	施設を訪問して、療育のための専門的な支援等を行います。	保育所等に通っている、成長や発達に遅れのある児童や、身体の不自由な児童
	居宅訪問型児童発達支援	療育のため、居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障がい等により外出が困難な児童
障害児入所支援サービス	医療型	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。	成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童
	福祉型	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童

※ 障害児入所支援サービスについては、都道府県の所管となります。

詳しくは千葉県中央児童相談所までお問い合わせください。

（連絡先）〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-2

電話 043-253-4101 / FAX 043-253-9022

(3)利用者の費用負担

サービスの利用には、原則として1割の自己負担がかかります。(費用額の9割を市が負担します) また、施設利用時の食費・光熱水費が実費負担となります。

障害福祉サービス

サービス種類		サービス単価	自己負担額
居宅介護	身体介護	30分未満	2,790円
		1時間未満	4,403円
	家事援助	30分未満	1,155円
		1時間未満	2,147円
短期入所	障害支援区分1・2	5,448円	544円

※サービス単価は、基本報酬のみで算定しています。別途、単位の加算制度があり、事業所によってサービス単価が異なりますので、くわしくは各事業所にお問い合わせください。

地域生活支援サービス

サービス種類	利用時間	個別支援型		グループ支援型	備考
		身体介護を伴う	身体介護を伴わない	職員1対利用者2(身体介護を伴う場合)	
		サービス単価	サービス単価	サービス単価	
移動支援	30分未満	2,790円	1,155円	2,092円	時間外加算あり
	30分以上1時間未満	4,403円	2,147円	3,302円	
	1時間以上1時間30分未満	6,398円	2,997円	4,798円	
	1時間30分以上2時間未満	7,292円	3,760円	5,469円	
日中一時支援 (通常利用)	3時間未満	2,926円			食事加算、入浴加算、送迎加算あり
	3時間以上4時間未満	3,658円			
	4時間以上5時間未満	4,378円			
	5時間以上6時間未満	5,121円			
	6時間以上7時間未満	7,119円			
	7時間以上8時間未満	7,305円			
日中一時支援 (延長利用)	障がい者	2時間未満	30分につき200円		
		2時間以上	30分につき800円		
	障がい児	3時間未満	30分につき200円		
		3時間以上	30分につき800円		
日中一時支援 (実習利用)	4時間未満	2,500円			
	4時間以上	5,000円			

障害者デイサービス	3時間未満	障害支援区分3・4の場合	2,926円	
	3時間以上4時間未満	障害支援区分3・4の場合	3,658円	
	4時間以上5時間未満	障害支援区分3・4の場合	4,378円	
	5時間以上6時間未満	障害支援区分3・4の場合	5,121円	
	6時間以上7時間未満	障害支援区分3・4の場合	7,119円	
	7時間以上8時間未満	障害支援区分3・4の場合	7,305円	
	8時間以上9時間未満	障害支援区分3・4の場合	7,971円	
訪問入浴サービス	全身入浴		14,510円	事業所の実施体制により変動あり
	清拭又は部分浴		12,340円	

障害児通所支援サービス

サービス種類	施設規模	サービス単価	自己負担額
児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	定員が10人以下	9,820円	982円
	定員が20人以下	7,106円	710円
	定員が21人以上	5,842円	584円
放課後等 デイサービス (医療型以外)	定員が10人以下	6,256円	625円
	定員が20人以下	4,163円	416円
	定員が21人以上	3,128円	312円

※サービス単価は、「医療型以外」の基本報酬のみで算定しており、医療型サービスの場合は、サービス単価が異なります。また、別途、単位の加算制度があり、事業所によってサービス単価が異なりますので、くわしくは各事業所にお問い合わせください。

※休業日利用の場合、料金の割増があります

(4)自己負担限度額

世帯の所得に応じて、自己負担の月額上限額が設けられています。

世帯区分	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	自己負担なし
市町村民税所得割額が16万円未満世帯の方 (障がい児の場合28万円未満)	9,300円 (4,600円)
上記以外の市町村民税課税世帯の方	37,200円

○児童発達支援等の無償化

3歳から5歳までの児童を対象に、障害児支援サービスの利用者負担が無償化されます。対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

【無償化の対象となるサービス】

- 児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設

(5) 計画相談支援・障害児相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービス及び障害児支援サービスを利用する方を対象にサービス利用計画を作成し、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うものです。詳しくは障がい者福祉課又は次の指定相談支援事業者にお問い合わせください。

法人名	事業所名	所 在	電 話	18歳未満	18歳以上
(福)菜の花会	菜の花会相談支援事業所	〒289-0111 成田市名木511-15	96-1527	○	○
(福)大成会	ささえあい	〒286-0123 成田市新駒井野1-3	35-2536	○	○
(NPO)あい愛	あい愛ケアプラン	〒286-0117 成田市三里塚光ヶ丘1-958	35-6360	×	○
(医)聖母会	成田地域生活支援センター	〒286-0118 成田市本三里塚226-13	35-7771	○	○
(医)透光会	地域生活支援センターサザンカの里	〒287-0216 成田市南敷461-5	73-4695	×	○
(NPO)成田・地域でともに歩む会かたつむり	成田・地域でともに歩む会かたつむり	〒286-0048 成田市公津の杜2-1-5	29-4905	×	○
(福)福祉楽団	居宅介護支援センター 杜の家なりた	〒286-0005 成田市下方686-1	20-7575	○	○
(NPO)おむすびるーむ	おむすび	〒286-0041 成田市飯田町195番地1	37-8889	○	○
(同)リトルフォース	相談支援事業所 リトルフォース	〒286-0033 成田市花崎町816ラ・エント成田5F	080-3518-4506	○	○
(同)アンパサンド	相談支援事業所 ハチドリ	〒286-0042 成田市南平台1115-1-101	080-7113-4567	○	○
(福)保目福祉会	なりほ de れみそらし	〒286-0022 成田市寺台560	36-8660	○	×
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村相談支援事業所こもれびなりた	〒286-0841 成田市大竹370-5	33-4963	○	○
成田市	成田市こども発達支援センター	〒286-0017 成田市赤坂1-3-1	26-9918	○	×
(株)千葉総合介護サービス	千葉総合介護サービス	〒286-0201 富里市日吉台4-6-14	92-1720	○	○
(福)富里市社会福祉協議会	社会福祉法人富里市社会福祉協議会指定相談支援事業所ゆらり	〒286-0221 富里市七栄653番地2	90-0081	○	○
(福)清郷会	十倉厚生園	〒286-0212 富里市十倉2443番地	94-2101	○	○
(同)三愛	特定相談支援事業所三愛	〒286-0211 富里市御料648の1	85-6407	×	○

法人名	事業所名	所 在	電 話	18歳未満	18歳以上
(株)JOY	あしたば	〒286-0212 富里市十倉513-22	29-5321	○	○
(株)ジャストオン アース	ルートデザイン	〒287-0061 香取市谷中519-9	0478-79- 0595	○	○
(NPO) コスモ スの花	指定相談事業所コスモス の花	〒289-0407 香取市仁良1194-7	0478-70- 7373	○	×
(福) 福祉楽団	相談支援事業所 栗源協働 支援センター	287-0105 香取市沢2459番1	0478-70- 5234	○	○
(福) 開拓	銀河鉄道	〒289-1103 八街市八街に66番地3	043-440- 0009	○	○
(福) 光明会	MEI	〒289-1103 八街市八街に66-2	043-440- 1019	○	○
(福) 県	社会福祉法人県相談支援セ ンターかなえ	〒285-0926 印旛郡酒々井町本佐倉35 2-7	043-488- 5530	○	○
(株)ほがらか	相談支援事業所ほがらか	〒270-1506 印旛郡栄町龍角寺33番地	0476-95- 9514	○	○
(同) コンフィア ンス	さくら相談支援センター	〒285-0016 佐倉市宮小路町41-3	043-372- 0367	○	○
(一社)あいのて	相談支援あいのて	〒289-0215 香取郡神崎町古原甲791- 26	0120-508- 408	○	○
(福) 槇の実会	障害者相談支援センターひ かり	〒289-2251 香取郡多古町北中1309 の160	0479-76- 5500	○	○
(同) きぼう	計画相談障がい者支援事業 所くれよん	〒289-2242 香取郡多古町染井183- 1-102	0479-85- 5623	○	○
(NPO) さくら 第2	さくら相談支援事務所	〒270-1318 印西市小林2486の4	33-3741	○	×
(一社)みらい福 祉財団	相談支援事業所みらい	〒270-1335 印西市原1-2BIGHO Pガーデンモール印西	0476-33- 7560	○	○
(株)ぱる	ぱる'S相談支援事業所	〒289-1735 山武郡横芝光町屋形 5314-36	080-5401- 7392	×	○

○障害福祉サービス等利用者負担の助成

次の対象となるサービスを利用した際、それぞれのサービスごとに利用者負担額（原則1割）をお支払いいただきますが、利用者負担額の合計が基準額（各サービス等に係る負担上限月額のうち、金額が高いもの）を超えた場合は、その超えた額を助成しています。

対象となるサービス

- 障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援等）
- 地域生活支援サービス（移動支援、日中一時支援、障害者デイサービス、訪問入浴サービス）
- 障害児支援サービス（障害児通所支援、障害児入所支援）
- 日常生活用具給付支援事業

(6) 障害福祉サービス提供事業者(成田市近隣)

① 居宅介護(ホームヘルプサービス)

日常生活を営むのに著しく支障のある障がい者の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助・身体介護・通院時の付き添いなどの支援を行います。

※は重度訪問介護の登録がある事業所です。詳細につきましては、直接事業所へお問い合わせください。

法人名	事業所名	所在	電話
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村 介護ステーションなりた※	〒286-0841 成田市大竹370	28-5544
(福)豊立会	訪問介護事業所 新町玲光苑※	〒286-0031 成田市新町1037-63	23-7155
(福)大成会	居宅介護ステーション りんご※	〒286-0122 成田市大清水206-1	76-7652
(NPO)あい愛	あい愛ホームヘルプ ※	〒286-0117 成田市三里塚光ヶ丘1-960	35-6360
(株)リエイ	癒しのヘルプステーション 公津の杜※	〒286-0041 成田市飯田町33-1	20-3804
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター 公津の杜※	〒286-0048 成田市公津の杜5-21-2	20-7301
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター 成田美郷台※	〒286-0014 成田市郷部1344 ガーデンオフィスB-1	23-0222
(株)コネクト	ドット365 成田 (障がい者訪問介護)※	〒286-0021 成田市土屋516-4 アオヤ ギビル201	33-7382
佐藤さくら合同会社	ヘルプステーション 佐藤さくら※	〒286-0045 成田市並木町169-19 ビューハイム成田102	33-6917
(福)福祉楽団	訪問介護ステーション 杜の家なりた※	〒286-0005 成田市下方686-1	20-7575
(株)ティーエイチエス	重度訪問介護 ソフトケア※	〒286-0115 成田市西三里塚1-127	37-6655
(株)エム・エム・シー	エンジョイ-ケア※	〒286-0845 成田市押畑713	85-6123
(株)ウイズユー	ういず・ユー 野の花 ケアステーション成田 ※	〒286-0044 成田市不動ヶ岡2154-4	37-4316
(株)千葉総合介護サービス	千葉総合介護サービス ※	〒286-0201 富里市日吉台4-6-14	92-1720
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター北 佐原※	〒287-0821 香取市篠原口1821-2	0478- 50-3101

法人名	事業所名	所 在	電 話
(株)こすもす	こすもす佐原訪問介護 ※	〒287-0002 香取市北 3-3-22	0478-54- 0606
(株)ヤックスケアサ ービス	ヤックスヘルパーステ ーション安食	〒270-1516 栄町安食 947-5	37-8079
(福)印旛福祉会	地域生活支援センター ー歩※	〒270-1616 印西市岩戸 1721	99-3033

②同行援護

視覚障がいがある方の外出を支援します。

法人名	事業所名	所 在	電 話
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村 介護ステーションなりた	〒286-0841 成田市大竹 370	28-5544
(福)豊立会	訪問介護事業所新町玲 光苑	〒286-0031 成田市新町 1037-63	23-7155
(福)大成会	居宅介護ステーション りんご	〒286-0122 成田市大清水 206-1	76-7652
(NPO)あい愛	あい愛ホームヘルプ	〒286-0117 成田市三里塚光ヶ丘 1-960	35-6360
(株)千葉総合介護サ ービス	千葉総合介護サービス	〒286-0201 富里市日吉台 4-6-14	92-1720
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター 北佐原	〒287-0821 香取市篠原口 1821-2	0478- 50-3101
(株)こすもす	こすもす佐原訪問介護	〒287-0002 香取市北 3-3-22	0478- 54-0606
(株)ヤックスケアサ ービス	ヤックスヘルパーステ ーション安食	〒270-1516 栄町安食 947-5	37-8079

③行動援護

外出時に危険回避が困難な方を支援します。

法人名	事業所名	所 在	電 話
(福)大成会	居宅介護ステーション りんご	〒286-0122 成田市大清水 206-1	76-7652
(株)千葉総合介護サ ービス	千葉総合介護サービス	〒286-0201 富里市日吉台 4-6-14	92-1720
(福)印旛福祉会	地域生活支援センター ー歩	〒270-1616 印西市岩戸 1721	99-3033

④短期入所(ショートステイ)

介護者が病気・冠婚葬祭等で介護ができない場合、施設を短期間利用することができます。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員	主な対象障がい種別			
					身 体	知 的	児 童	精 神
(福)大成会	不二学園	〒286-0123 成田市新駒井野 1-3	35-2536	10人		○	○	
(福)菜の花会	しもふさ学園	〒289-0111 成田市名木 511-15	96-1527	10人		○	○	
(福)豊立会	ショートステイ サービス玲光苑	〒286-0845 成田市押畑 896-4	24-2164	施設の空 床利用	○			
(株)千葉総合 介護サービス	さわやかリピン グ成田	〒286-0026 成田市本町 590	24-7471	施設の空 床利用	○	○	○	○
(福)福祉楽団	ショートステイ 杜の家なりた	〒286-0005 成田市下方 686-1	20-7575	20人 併設型	○	○	○	○
(福)清郷会	十倉厚生園	〒286-0212 富里市十倉 2443	94-2101	9人		○	○	
(福)清郷会	協和厚生園	〒286-0202 富里市日吉倉 1082-3	93-1535	4人		○	○	
(福)福葉会	富里福葉苑	〒286-0222 富里市中沢 975-3	93-8133	4人		○	○	
(福)ロザリオ の聖母会	佐原聖家族園	〒287-0027 香取市返田 323-1	0478- 50-7117	4人	○	○	○	
(福)愛光	めいわ	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6394	4人	○	○	○	
(福)愛光	リホープ	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6395	7人	○	○		
(福)愛光	ルミエール	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6393	3人	○	○	○	
(福)千手会	さくら千手園ショ ートステイ事業所	〒285-0852 佐倉市青菅 1019	043- 462-2008	5人	○	○	○	
(福)翠昂会	永幸苑	〒284-0041 四街道市上野 199 番地	043- 432-2851	8人	○			
(福)光明会	明朗塾	〒289-1103 八街市八街に 20	043- 442-0101	4人		○		
(福)寿陽会	コスモ・ヴィレ ッジ	〒289-1123 八街市滝台 739-3	043- 445-1010	4人	○		○	
(医)静和会	ラ・ソスタ	〒283-0062 東金市家徳 97-1	0475- 58-9393	1人				○
(福)ワーナー ホーム	シエスタ	〒299-3211 大網白里市細草 3215	0475- 77-2100	6人				○
(福)ロザリオ の聖母会	聖母療育園	〒289-2513 旭市野中 3831	0479- 60-0602	4人	○	○	○	
(福)九十九里 ホーム	聖マーガレット ホーム	〒289-2135 匝瑳市高野 583	0479- 79-1905	8人	○	○		○
(医)精光会	悠々	〒301-0902 茨城県稲敷市上根本 3390	0297- 60-6262	4人				○

⑤生活介護

常時介護を必要な方に施設で入浴や排せつ、食事の介護をしたり創作的活動又は生産活動支援を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)大成会	かしの木園	〒286-0122 成田市大清水 206-1	49-7600	45人
(福)菜の花会	しもふさ工房	〒289-0105 成田市中里 248	96-1527	40人
(福)菜の花会	アーアンドディ だいえい	〒287-0236 成田市津富浦 573-1	73-6878	50人
(福)菜の花会	ネクスト名木小	〒289-0111 成田市名木 1050	85-5131	20人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・花かご クローバー	〒286-0004 成田市宗吾 3-464-7	37-6460	15人
(NPO)グループ彩	生活工房	〒286-0016 成田市米野 207-1	28-1818	20人
(福)福祉楽団	デイサービスセンター 杜の家なりた	〒286-0005 成田市下方 686-1	20-7575	19人
(株)千葉総合介護サ ービス	さわやかリビング成田	〒286-0026 成田市本町 590	24-7471	18人
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村重心通 所なりた	〒286-0841 成田市大竹字内沼 370-5	33-4962	5人
(福)清郷会	日吉厚生園	〒286-0202 富里市日吉倉 1082-6	92-5100	60人
(福)清郷会	デイとくら・輝	〒286-0212 富里市十倉 2443	94-2104	15人
(企)とも	さいわい	〒285-0926 印旛郡酒々井町本佐倉 430	043- 420-8212	10人
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村 とんぼ舎さくら	〒285-0836 佐倉市生谷 1612-1	043- 460-0077	30人
(福)愛光	根郷通所センター	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6394	24人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・松虫	〒270-1602 印西市松虫 516	98-2486	40人
(福)泰斗会	八街わらの里	〒289-1107 八街市八街は 3	043- 441-1100	35人
(NPO)大空福祉会	キャンパス	〒289-1608 芝山町岩山 2349	0479-75- 4188	20人

⑥就労移行支援

企業で就労を希望される方に訓練を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)光明会	就職するなら明朗アカデミー	〒286-0044 成田市不動ヶ岡 2152-2	24-0202	20人
(一社)テイクハート	テイクハート成田	〒286-0033 成田市花崎町 945 SignNarita4B 号室	85-8289	20人
(福)清郷会	ワークわく・きよさと	〒286-0202 富里市日吉倉 1080-16	36-5321	20人
(NPO)みのり福祉会	障がい者就業・生活さぼーとピース	〒284-0003 四街道市鹿渡 900-3 1 階	043- 424-1004	20人
(福)光明会	明朗塾	〒289-1103 八街市八街に 2 0	043- 442-0101	28人

⑦就労継続支援 A 型

企業等での就労が困難な方に、働く場所を提供します。事業者と利用者の中で雇用契約を結び利用します。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)まごころ	ピーアンビシャス	〒286-0045 成田市並木町 2 1 9 - 2 1	24-2131	10人
(一社)よろこび	よろこび	〒286-0033 千葉県成田市花崎 945 サインナリタ 5B	070-3164- 0247	20人
(株)あらた	あらた 京成佐倉事業所	〒285-0085 佐倉市宮前 3- 4-10 緑ヶ丘観山	043- 310-7305	20人
(株)あらた	あらた 佐倉事業所	〒285-0025 佐倉市錦木町 2-7-17 さくらビルビル 2F	043- 309-4010	20人
(株)テアテル	てあてるファーム 千葉県事業所	〒289-1115 八街市八街ほ 234-23	043- 310-5509	10人

⑧就労継続支援 B 型 企業等での就労が困難な方に、働く場所を提供します。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)大成会	成田のそみの園	〒286-0047 成田市江弁須 96-3	26-1131	50人
	かしの木園	〒286-0122 成田市大清水 206-1	49-7600	10人
(福)菜の花会	アーアンドディ だいえい	〒287-0236 成田市津富浦 5 7 3 - 1	73-6878	10人
(福)まごころ	ピーアンビシャス	〒286-0045 成田市並木町 2 1 9 - 2 1	24-2131	50人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・花 かご オリーブ	〒286-0004 成田市宗吾 3-464-7	37-6460	10人
(NPO)成田・地 域でともに歩む 会かたつむり	ワークショップ ぱれっと	〒286-0041 成田市飯田町 141-14	37-5455	20人

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(医)透光会	(医)透光会ひだまり	〒287-0216 成田市南敷 461-5	73-4695	14人
(同)三愛	三愛ワークス	〒286-0211 富里市御料 648-1	85-6407	10人
(福)福祉楽団	杜の家なりた	〒286-0005 成田市下方 686-1	20-7575	20人
(株)JforcesOne ホールディングス	成田デジタルキャリア	成田市花崎町 828-11 スカイタウン成田 102-1	22-1141	20人
(同)スリーサポート	ハートフル公津の杜	〒286-0048 成田市公津の杜 4-12 プロ シードCO-Z 東館B-5号室	050-5236-6525	20人
(NPO) 恵み野会	地域生活支援 大地	〒286-0221 富里市七栄 146-1	91-6013	20人
(株)ジャストオン アース	FACTORY	〒287-0061 香取市谷中 519-9	36-4021	14人
(福)福祉楽団	栗源第一 薪炭供給所	〒287-0105 香取市沢 2452-1	0478-70-5234	20人
(福)千葉県聴覚 障害者協会	らいおん工房	〒260-0831 千葉市中央区港町 1-2	(TEL/FAX) 043- 224-2844	20人
(福)光明会	明朗塾	〒289-1103 八街市八街に20	043-442-0101	30人
(NPO)ねむの里	ねむの里	〒270-1516 栄町安食 2953-7	95-7220	10人
(福)鼎	ワーク・かなえ	〒285-0926 酒々井町本佐倉 352-7	043-496-4186	20人
(株)美能	美能	〒285-0900 酒々井町酒々井字上宿 1588- 1	043-312-3107	20人
(NPO) ライジング	ライジング	〒285-0901 印旛郡酒々井町篠山新田 1-1	080-4073-6110	30人
(株)S&T98	スマイル& ピース	〒301-0004 茨城県龍ケ崎市馴馬町 585-6	0297-85-4373	20人

⑨自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持向上を図るための支援を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(一社) 未来への架け橋	みらいカレッジ 成田キャンパス	286-0048 成田市公津の杜一丁目 12-9	33-6378	20人
(医)透光会	(医)透光会ひだまり	〒287-0216 成田市南敷 461-5	73-4695	6人

⑩施設入所支援

夜間休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)菜の花会	ゆめふる成田	〒289-0107 成田市猿山 734-1	36-7271	40人
(福)清郷会	協和厚生園	〒286-0202 富里市日吉倉 1082-3	93-1535	55人

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
	十倉厚生園	〒286-0212 富里市十倉 2443	94-2101	50人
(福) 福葉会	富里福葉苑	〒286-0222 富里市中沢 975-3	93-8133	50人
(福) 愛光	めいわ	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6394	56人
	リホープ	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6395	50人
	ルミエール	〒285-0807 佐倉市山王 2-37-9	043- 484-6393	60人
(福) 千手会	さくら千手園	〒285-0852 佐倉市青菅 1019	043- 462-2008	56人
(福) 翠昂会	永幸苑	〒284-0041 四街道市上野 1 9 9	043- 432-2851	80人
	ピクシーフォレスト	〒284-0041 四街道市上野 1 9 9	043- 432-2851	50人
(福) 光明会	明朗塾	〒289-1103 八街市八街に 2 0	043- 442-0101	40人
(福) 寿陽会	コスモ・ヴィレッジ	〒289-1123 八街市滝台 739-3	043- 445-1010	50人
福) 槇の実会	ひかり学園	〒289-2251 多古町北中 1309-160	0479- 76-5500	48人
	第2 ひかり学園	〒289-2251 多古町北中 1269	0479- 76-8866	50人

⑪共同生活援助(グループホーム)

地域のなかで、少人数で共同生活を営むための支援を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福) 大成会	みやしもホーム	〒286-0118 成田市本三里塚 202-31	49-7890	5人
	本三里塚ホーム	〒286-0118 成田市本三里塚 176-35	36-7160	10人
	宝田ホーム	〒286-0844 成田市宝田 362-1	23-7112	5人
	しんまちホーム	〒286-0031 成田市新町 1063-5	24-4600	5人
	田町ホーム	〒286-0024 成田市田町 73-7	36-4141	6人
	あっとほーむ田町	〒286-0024 成田市田町 281	37-7850	6人
	御料ホーム	〒286-0116 成田市三里塚御料 1-1202	35-5760	6人

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)菜の花会	菜の花ホームズ (小野ホーム)	〒289-0106 成田市小野 743	96-1527	4人
	菜の花ホームズ (成井ホーム)	〒289-0114 成田市成井 421-84		5人
	菜の花ホームズ (青新ホーム)	〒289-0113 成田市倉水 443-5		4人
	菜の花ホームズ (高ホーム)	〒289-0103 成田市高 304-1		4人
	菜の花ホームズ (中里ホーム)	〒289-0105 成田市中里 229-1		5人
	菜の花ホームズ (フレンドリーホーム)	〒289-0107 成田猿山 734-4		4人
	菜の花ホームズ (うぐいすホーム)	〒289-0107 成田市猿山 823-2		5人
	まなむすめホーム	〒289-0105 成田市中里 230-2		4人
(福)菜の花会	メゾン ドゥ コルザ	〒289-0105 成田市中里 230-2	96-1527	4人
(医)透光会	あじさい荘	〒287-0216 成田市南敷 460-1	73-4695	5人
	サザンカの里	〒287-0216 成田市南敷 461-5		10人
	なのはな荘	〒287-0217 成田市桜田 1059-3		5人
	さざんか荘	〒287-0216 成田市南敷 460-1		5人
(医)聖母会	ホーム・しらゆり	〒286-0118 成田市本三里塚 223-16	35-7771	4人
	ホーム・しらゆり (マ リアンホーム)	〒286-0118 成田市本三里塚 226-13	35-7771	10人
T&K デザイ ンワークス株 式会社	グループホーム天空	〒286-0036 成田市加良部 4-11-9	89-7993	6人
(同)スリーサ ポート	ハートフル成田土屋	〒286-0021 成田市土屋 1025-84	080-7355- 4787	4人
	ハートフル成田江弁須	〒286-0047 成田市江弁須 289-3	37-4464	4人
	ハートフル成田囲護台	〒286-0035 成田市囲護台 1147-12	85-6596	4人
	ハートフル成田郷部	〒286-0014 成田市郷部 188-1 ヒルズ D号棟 成田市郷部 188-1 ヒルズ E号棟	D号棟 85-3339 E号棟 85-8448	各棟 4人

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(株)ティーエ イチエス	ふくわん2号館	〒286-0013 成田市美郷台 3-9-3	85-6007	6人
	ふくわん3号館	〒286-0004 成田市宗吾 4-11-2		4人
	ふくわん5号館	〒286-0013 成田市美郷台 3-13-22		6人
	ふくわん7号館	〒286-0118 成田市本三里塚 199-18		4人
ソーシャルイ ンクルー(株)	ソーシャルインクルー ホーム成田三里塚	〒286-0118 成田市本三里塚 44-5	0120-139- 196	20人
(NPO)ライジ ング	ホルン並木	〒286-0045 成田市並木町 221-282	043-308- 7824	4人
(株)大カ	りっきいハウス	〒286-0045 成田市並木町 194 番地 23	090-3965- 0098	4人
(同)ぬくぬく	ぬくぬくの家 1号館	〒286-0114 成田市本城 83-96	36-8814	4人
	ぬくぬくの家 2号館	〒286-0114 成田市本城 83-96	85-6939	4人
(株)TOMO	ひまわり	〒287-0225 成田市吉岡 560-153	85-7008	4人

○グループホーム等家賃助成

グループホームなどの利用者に対し、家賃を助成支給します。

対象施設 グループホーム、知的障害者生活ホーム、精神障害者福祉ホーム(定員が10人以下のもの)

対象者 市町村民税非課税の者(生活保護費受給者を除く)

助成額 家賃の10分の8に相当する額(月額 25,000 円を限度。ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合、月額 17,000 円を限度。)

(7) 地域相談支援

①地域移行支援

一定期間、住居の確保など地域での生活へ移行するための相談等の支援を行います。

対象者 障害者支援施設に入所している方、精神科病院に入院している方

法人名	事業所名	所 在	電 話
(医)聖母会	成田地域生活支援センター	〒286-0118 成田市本三里塚 226-13	35-7771
(医)透光会	地域生活支援センター サザンカの里	〒287-0216 成田市南敷 461-5	73-4695

②地域定着支援

一定期間、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対し訪問等の支援を行います。

対象者 地域移行支援を利用し自宅において単身で生活している方など

法人名	事業所名	所 在	電 話
(医)聖母会	成田地域生活支援センター	〒286-0118 成田市本三里塚 226-13	35-7771
(医)透光会	地域生活支援センター サザンカの里	〒287-0216 成田市南敷 461-5	73-4695

(8) 地域生活支援サービス

① 障害者デイサービスセンター事業

デイサービスセンター等で、創作活動や機能訓練、食事・入浴等のサービスを行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)豊立会	新町デイサービスセンター 玲光苑	〒286-0031 成田市新町 1037-63	23-7158	20人
(福)千葉県聴覚障害者協会	らいおん香取	〒287-0002 香取市北 2-8-4	0478-79-6037	—
(福)千葉県聴覚障害者協会	らいおん千葉	〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-33-14	043-224-7432	—

※ 新町デイサービスセンター 玲光苑については、障がい児の利用も可能となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

② 地域活動支援センター

地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行います。

法人名	所 在	電 話	事業者名	定 員
成田地域生活支援センター	〒286-0118 成田市本三里塚 226-13	35-7771	(医)聖母会	—
サザンカの里	〒287-0216 成田市南敷 461-5	73-4695	(医)透光会	—

③ 移動支援事業

社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の付き添いを支援します(通院、通学・通勤を除く)。

法人名	事業所名	所 在	電 話
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村 介護ステーションなりた	〒286-0841 成田市大竹 370	28-5544
(福)豊立会	訪問介護事業所新町玲光苑	〒286-0031 成田市新町 1037-63	23-7155
(福)大成会	居宅介護ステーションりんご	〒286-0122 成田市大清水 206-1	76-7652
(NPO)あい愛	あい愛ホームヘルプ	〒286-0117 成田市三里塚光ヶ丘 1-960	35-6360
(株)コネクト	希望のまち成田訪問介護事業所	〒286-0021 成田市土屋 516-4 アオヤギビル 201	33-7382
(株)ケア21	ケア21 成田	〒286-0032 成田市上町 546-1 表参道石川ビル 0002 号室	22-7721
セントケア千葉(株)	セントケア成田	〒286-0048 成田市公津の杜 1-13-17 日堀ビル 201	28-3017
(株)ヤックスケアサービス	ヤックスヘルパーステーション安食	〒270-1516 栄町安食 947-5	37-8079

法人名	事業所名	所 在	電 話
(株)千葉総合介護サービス	千葉総合介護サービス	〒286-0201 富里市日吉台 4-6-14	92-1720
(社) 槇の実会	障害者ヘルパーステーション かいと	〒289-2251 香取郡多古町北中 1309-160	0479- 76-5500
(同)アドバンス・プランニング	ふたば福祉事業会	〒270-1514 印旛郡栄町酒直台 2-6-12	0476- 85-0838
(NPO)みのり福祉会	障がい者就労・生活さぽーと ピース	〒284-0003 四街道市鹿渡 900-3 1 階	043-424- 1004
	居宅介護支援事業所ルート	〒284-0027 四街道市栗山 740	043-308- 5808
(福)印旛福祉会	地域生活支援センター一歩	〒270-1616 印西市岩戸 1721	99-3033
(株)コネクト	希望のまち千葉ニュータウン 訪問介護事業所	〒270-1337 印西市草深 67-7 佐藤第一 ビル 201	85-8237
Tree(株)	Leaf	〒260-0027 千葉市中央区新田町 35-8	043-441- 8450

④日中一時支援事業

自宅で介護ができない場合、日中に施設を利用することができます。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)大成会	不二学園	〒286-0123 成田市新駒井野 1-3	35-2536	10人
	かしの木園	〒286-0122 成田市大清水 206-1	49-7600	4人
	幸町ルーム	〒286-0028 成田市幸町 403	37-4119	5人
	成田のぞみの園	〒286-0047 成田市江弁須 96-3	26-1131	7人
(福)菜の花会	しもふさ工房	〒289-0105 成田市中里 248	96-1527	7人
	アーアンドディだいえい	〒287-0236 成田市津富浦 5 7 3-1	73-6878	15人
	ネクスト名木小	〒289-0111 成田市名木 1050	85-5131	7人
(福)まごころ	ビーアンビシャス	〒286-0045 成田市並木町 2 1 9-2 1	24-2131	15人
(NPO) グループ彩	生活工房	〒286-0016 成田市米野 207-1	28-1818	5人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・花かご 第2たんぼぼ	〒286-0846 成田市松崎 2871-2	29-5298	3人
(NPO)成田・地域でともに歩む会かたつむり	成田・地域でともに歩む会 かたつむり	〒286-0048 成田市公津の杜 2-1-5	29-4905 (月・水・木・土)	12人
(医)透光会	(医)透光会ひだまり	〒287-0216 成田市南敷 461-5	73-4695	3人
(NPO)桃李会	ばすてる	〒286-0022 成田市寺台 347-5	37-3971	10人

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(株)Fits 横濱	おもちゃ箱	〒286-0111 成田市三里塚 245-2	40-5115	10人
(一社)テイクハート	テイクハート成田	〒286-0033 成田市花崎町 945 SignNarita4B	85-8289	3人
(福)光明会	就職するならアカデ ミー・成田キャンパ ス	〒286-0044 成田市不動ヶ岡 2152-2 成田旭ビル1F	24-0202	5人
成田市	成田市あじさい工房	〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1	27-8211	20人
(福)清郷会	十倉厚生園	〒286-0212 富里市十倉 2443	94-2101	7人
	協和厚生園	〒286-0202 富里市日吉倉 1082-3	93-1535	6人
	日吉厚生園	〒286-0202 富里市日吉倉 1082-6	92-5100	6人
	ワークわく・きよさ と	〒286-0202 富里市日吉倉 1080-16	36-5321	4人
(同)三愛	三愛ワークス	〒286-0211 富里市御料 648-1	85-6407	5人
(NPO)恵み野会	在宅介護支援 つくしんぼ	〒286-0211 富里市御料 1054-8	91-3544	10人
(福) 県	ワーク・かなえ	〒285-0926 酒々井町本佐倉 352-7	043- 496-4186	5人
(株)美能	美能	〒285-0900 酒々井町酒々井字上宿 1588-1	043- 312-3107	5人
(福)ロザリオの聖母会	聖ヨセフつどいの家	〒287-0101 香取市高萩 1100-2	0478- 79-6505	2人
(NPO)木ようの家	木ようの家	〒285-0014 佐倉市栄町 7-15	043- 486-7686	10人
(NPO)みのり福祉会	障がい者就労・生活 さぼーとピース	〒284-0003 四街道市鹿渡 900-3 1 階	043- 424-1004	3人
(福)泰斗会	八街わらの里	〒289-1107 八街市八街は 3	043- 441-1100	10人
(福)印旛福祉会	地域生活支援センタ ー一歩	〒270-1616 印西市岩戸 1721	99-3033	6人
(有)T.S システム	児童デイサービス 朋友会 憩の里さく ら	〒270-2324 印西市中根 1954-8	97-3800	10人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・松虫	〒270-1602 印西市松虫 516	98-2486	3人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・陣屋	〒270-1337 印西市草深 923-3	36-5425	3人
(NPO) 大空福祉会	第2パレット	〒289-1608 山武郡芝山町岩山 2349	0479-77- 4178	3人

⑤訪問入浴サービス事業

自宅で入浴が困難な場合、定期的に訪問して入浴サービスを行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	備 考
(福)豊立会	訪問入浴介護事業所 玲光苑	〒286-0031 成田市新町 1037-63	23-7158	
アースサポート(株)	アースサポート成田	〒286-0044 成田市不動ヶ岡 2118-32	24-0400	
(株)日本ヘルスケアステーション	ケアスタッフ成田	〒286-0048 成田市公津の杜 3-1-1 2F	27-2943	
(同)きぼう	訪問入浴きぼう	〒289-2242 香取郡多古町染井 183-1-102	0479-85-5623	
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター 北佐原	〒287-0821 香取市篠原口 1821-2	0478-50-3101	大栄地区のみ

(9)障害児支援事業

①障害児通所支援事業

障がいのあるお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
成田市	成田市こども発達支援センター	〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1	26-9918	30人
(福)大成会	本城ルーム ※	〒286-0114 成田市本城 142-4	37-3778	10人
	幸町ルーム ※	〒286-0028 成田市幸町 403	37-4119	10人
	すずらん ※	〒286-0844 成田市宝田 362-1	37-3715	10人
Fits 横濱(株)	おもちゃ箱なりた	〒286-0111 成田市三里塚 245-2	40-5115	10人
(福)印旛福祉会	いんば学舎・花かご 第2たんぼぼ ※	〒286-0846 成田市松崎 2871-2	29-5298	10人
(NPO) 桃李会	ぱすてる ※	〒286-0022 成田市寺台 347-5	37-3971	10人
(NPO) おむすびるーむ	おむすびるーむ	〒286-0041 成田市飯田町 195 番地 1	37-8889	10人
(福) 福祉楽団	子どもデイサービスセンター 杜の家なりた ※	〒286-0005 成田市下方 686-1	20-7575	10人
(株) 成美学園	アンダンテ成田 ※	〒286-0044 成田市不動ヶ岡 2158-4	85-6003	10人
(一社) あいにて	あいにて第二教室 ※	〒287-0233 成田市稲荷山 401-9	0120-508-408	10人
	あいにて成田土屋教室 ※	〒286-0014 成田市郷部 47	0120-508-408	10人

※ 放課後等デイサービスのみ利用が可能な事業所です。

▽ 児童発達支援のみ利用が可能な事業所です。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(同) K&M	放課後等デイサービス ウィズ・ユー成田 ※	〒286-0048 成田市公津の杜3-33- 10 フェネルA2	76-9416	10人
(株)フォーリー フナゲット	フォーリーフナゲット成田東町	〒286-0025 成田市東町 169-9	070-4132- 0205	10人
	フォーリーフナゲット 成田こみかど	〒289-0116 成田市名古屋 1199	37-5110	10人
	フォーリーフナゲット成田さ んりづか	〒286-0117 成田市三里塚光ヶ丘 1-393	080-3202- 8238	10人
(株)ニコニコ	みつばちナップ ※	〒286-0004 成田市宗吾 2-293-6	36-4424	10人
キッズ・パワー (株)	olinace 成田教室	〒286-0118 成田市本三里塚 1001- 488 東館 1階	37-8182	10人
	olinace さかえ教室	〒270-1515 印旛郡栄町安食台 2-26- 29 2階	85-6616	10人
	olinace 公津の杜教室	〒286-0048 成田市公津の杜 1-2-9 3階	85-7628	10人
(同) コンフィ アンス	なりた総合発達支援センター ほーぷ美郷台	〒286-0013 成田市美郷台 1-19-3	050-3126- 1028	5人
(福)菜の花会	児童デイサービス げんき名木小 ※	〒289-0111 成田市名木 1050	85-5131	10人
	児童デイサービスセンター みにトマト ※	〒289-0222 神崎町並木 658	0478- 72-1176	10人
(福)生活クラブ	生活クラブ風の村重心通所な りた(重心型)	〒286-0841 成田市大竹字内沼 370-5	33-4962	5人
(株)千葉県保育事 業団	けやき教室	〒286-0017 成田市赤坂 2-1-42 ステラ赤坂 102	0120-501- 253	10人
	けやき教室メディカル成田	〒286-0017 成田市赤坂 2-1-13 そよら 成田ニュータウン別館A棟2階	0120-501- 253	10人
(福)保目福祉会	なりほ de れみそらし	〒286-0045 成田市並木町 156-14	36-8660	10人
(株)エイチ・アイ	Cielo	〒286-0004 成田市宗吾 3-472-5	85-7986	10人
(NPO) 恵み野会	在宅介護支援 つくしんぼ	〒286-0211 富里市七栄 204-1	91-3544	10人
	放課後等デイサービス 第2つくしんぼ ※	〒286-0211 富里市七栄 796-9	090-1856- 0792	10人
(株) 和とこころ	ワイワイキッズL a b o ▽	〒286-0201 富里市日吉台 3-5-8 スカイク リエートビル1階B号室	37-6670	10人
	第2ワイワイキッズL a b o	〒286-0201 富里市日吉台 3-13-2 萩原ビル1階	85-3485	10人
	ワイワイキッズL a b o日吉 台2丁目	〒286-0201 富里市日吉台 2-25-33	92-4512	10人

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(NPO) 市川ことばの会	びれも・しすい	〒285-0927 印旛郡酒々井町酒々井 1273-13	043-496-8833	10人
	びれも・白井	〒270-1435 白井市清水口 1-1-25 セントラルビル 2 階	047-404-7941	10人
(NPO) 大空福祉会	パレット ※	〒286-0211 富里市御料 950-3	92-3178	10人
	第2パレット ※	〒289-1608 山武郡芝山町岩山 2349	0479-77-4178	10人
(株)コペル	コペルプラス 成田教室 ▽	〒286-0201 富里市日吉台 2-4-3 成田コリンズ 2 階 206 号室	90-0158	10人
	コペルプラス 公津の杜教室 ▽	〒286-0048 成田市公津の杜 3-6-6 Villa Freude 店舗 0101 号室	94-5982	10人
(NPO) コスモスの花	コスモスの花	〒289-0407 香取市仁良 1194-7	0478-70-7373	10人
(福)楨の実会	児童デイサービスセンター 多古新町ハウス ※	〒289-2241 香取郡多古町多古 2686-1	0479-70-6161	10人
(NPO) モチモチの森	こども発達支援 モチモチの森	〒285-0861 佐倉市臼井田字洲崎 221-1	043-308-7370	10人
(有) T.S システム	児童デイサービス 朋友会憩の里さくら	〒270-2324 印西市中根 1954-8	37-5870	10人
(福) 印旛福祉会	児童デイサービスセンター ほっぷ	〒270-1616 印西市岩戸 1721	99-3033	10人
(株)万千堂	ドレミファソライズ FC 香取	〒287-0003 香取市佐原イ 3910-1	0478-79-9312	10人
(福)成幸会	SEIKO PLUS 富里	〒286-0221 富里市七栄字獅子穴 647-9	0476-94-3903	20人
(株)mine	ルアナランド	〒286-0045 成田市並木町 169-19 ビューハイム成田 101 号	85-5772	10人

※ 放課後等デイサービスのみ利用が可能な事業所です。

▽ 児童発達支援のみ利用が可能な事業所です。

②障害児入所支援事業

障がいのあるお子さんに、日常生活における介護、集団生活への適応訓練等を行います。

法人名	事業所名	所 在	電 話	定 員
(福)大成会	不二学園	〒286-0123 成田市新駒井野 1-3	35-2536	59人
独立行政法人 国立病院機構	下志津病院	〒284-0003 四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	90人
(福)ロザリオの 聖母会	聖母療育園	〒289-2513 旭市野中 3831	0479-60-0602	50人
千葉県	愛育園	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831	64人
千葉市	千葉市桜木園	〒264-0028 千葉市若葉区桜木 8-31-15	043-231-5865	50人

1.1 施設サービス（印旛管内の施設）

施設利用については、障がい者福祉課にご相談ください。

知的障害者生活ホーム				
独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がい者に対し居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、社会参加の促進を図る施設です。				
施設名	所 在	電 話	経営主体	定 員
生活館	〒286-0834 成田市和田 100	23-5866	(NPO)グループ彩	4人

1.2 あんしんねっとわーく・なりた（成田市地域生活支援拠点事業）

家族の急な入院等で介護する人がいなくなった場合や、障がいの重度化によって自宅での生活が困難になった場合など、「もしも」の時に、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、障害福祉サービス事業所やほっとすまいるセンター、障がい者福祉課などの関係機関が連携して障がいのある人に必要な支援を行っております。

「もしも」の時が起こった場合は、事前に相談を受けて決定していた内容に基づき支援を継続していきます。

- ・対象者 市内在住の障がいのある方で
同居する家族が高齢や病気のために支援を受けることが難しい方
一人暮らしのために「もしも」の時の支援をうけられない方 等
- ・サービス内容
サービスを受けるにあたっては、事前相談・事前登録が必要となります。

① 相談

もしもの時の対応について一緒に考え、必要なサービスのコーディネートを行います。

また、事前に短期入所施設等の体験や見学を実施することも可能です。

② 緊急短期入所等の利用

事前の相談で決定した内容に基づき、あんしんねっとわーく・なりた が受け入れ施設の調整や手配などを行うとともに、その後の生活に影響がないよう、障がい福祉サービスなども調整していきます。

【登録方法】

- ・既に障害福祉サービスを利用している人 → 契約している相談支援事業所へ
- ・上記以外の人 → ほっとすまいるセンターまたは障がい者福祉課へ

ほっとすまいるセンター 電話 27-1106 / 障がい者福祉課 電話 20-1539

1.3 障がい者施策と介護保険

障がい者施策と介護保険で共通するサービスについては、介護保険が優先されます。このため、65歳以上の方、並びに40歳以上65歳未満の介護保険の特定疾病に該当する身体障がい者のサービスについては、次のとおり適用します。

※ 介護保険の特定疾病

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ① がん | ② 関節リウマチ |
| ③ 筋委縮性側索硬化症（ALS） | ④ 後縦靭帯骨化症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑥ 初老期における認知症 |
| ⑦ パーキンソン関連疾病 | ⑧ 脊髄小脳変性症 |
| ⑨ 脊柱管狭窄症 | ⑩ 早老症（ウェルナー症候群） |
| ⑪ 多系統萎縮症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、
糖尿病性網膜症 |
| ⑬ 脳血管疾患 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 | |
| ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |

障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険サービスを優先して受けることとなります。しかし、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のサービス（行動援護、同行援護、就労移行支援等）については、利用することが可能です。

また、在宅の障がい者で、障害福祉サービスについて適当と認める支給量が、介護保険の区分支給限度額の制約から介護保険サービスのみで確保することができない場合は、その限りにおいて障害福祉サービスで支給することができます。

補装具のうち、車椅子、歩行器、歩行補助つえは、介護保険の保険給付（貸与）が優先されます。しかし、これらの品目は既製品の中から選択することになるため、医師や更生相談所等により障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は、障害者総合支援法に基づく補装具として給付します。

日常生活用具は、障がいの状況に応じて個別に適合を図るものではないことから、介護保険の保険給付の対象となる特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具等については、介護保険から貸与や購入費の支給が行われることとなります。

※ 介護保険についてのご相談は、介護保険課へ

14 市の福祉サービス 1

事業名	対象者			事業内容	利用料
	身体	知的	精神		
紙おむつ給付	○	○		身体障害者手帳 1～2 級または療育手帳㊟の 1～Aの 2 で、居宅において紙おむつを使用する 20 歳以上 65 歳未満のもの	無料
寝具乾燥	○	○		身体障害者手帳 1～2 級または療育手帳㊟～Aの 2 で、ねたきりの状態にあるもの	無料
配食サービス	○	○	○	心身障がい者で週 1 日以上配食を希望するもの	1 食 300 円
住宅改造費助成	○	○		身体障害者手帳 1～2 級の身体障がい者（児）または療育手帳㊟～Aの 2 の知的障がい者（児） ※介護保険及び日常生活用具が優先されます。 《助成を受ける場合は、事前申請が必要となりますので、必ず着工前にご相談ください》	手すりの取付や段差の解消などの住宅改造を行う場合に、経費の全部または一部を助成します。 助成額は生計中心者の市民税課税状況により異なります。 【助成額】 ・市民税所得割が非課税の場合 住宅改造費の全額 （上限 70 万円） ・市民税所得割が課税の場合 住宅改造費の 3 分の 2 （上限 46.6 万円） ※ただし、日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付を受けている場合は給付額分が差し引かれます。
緊急通報装置	○			身体障害者手帳 1～2 級で、一人暮らしのもの	疾病・災害等の緊急時に迅速に対応するための通報装置を貸与します。 所得税非課税世帯は無料
徘徊高齢者等家族支援サービス	○	○	○	心身障がい者	障がい者の現在位置を探索するため機器を貸与します。 基本料 無料
福祉診断書料助成	○		○	心身障がい者	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳交付申請時等の診断書料の一部を助成します。 助成額 手帳診断書 上限 3,500 円
通所施設交通費助成	○	○	○	通所施設利用の心身障がい者	就労継続支援等の通所施設利用者に交通費の一部を助成します。 ・交通機関利用 運賃のおよそ 1/2(上限 1 万円/月) ・自家用車利用 単価（距離に応じて定額）×日数

事業名	対象者			事業内容	
	身体	知的	精神		
障がい者乗馬療法助成	○	○	○	身体・知的・精神の障がい者手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証等の交付を受けている人、自立支援医療受給者証（精神通院）又は通所受給者証の交付を受けている人	障がい者乗馬療法を利用した場合その費用の一部を助成します。助成額 利用料の1/2、年15,000円を上限とする。
自動車改造費助成	○			身体障害者手帳 1～2級で、自動車を就労・通学のために利用し自ら運転するもの	操行装置、駆動装置等の改造につき、105,000円を限度に助成します。（所得制限あり）
自動車運転免許取得費助成	○			身体障害者手帳 1～4級で、運転免許取得により、就労等社会参加に効果があると認められるもの	必要経費の2/3以内、105,000円を限度に助成します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成				市内在住で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児	指定医療機関の医師が補聴器の装着を必要と認めた場合、補聴器購入費の一部を助成します。（所得制限あり） <u>助成額</u> 購入費用（基準額あり）×1.03×2/3 ただし、すでに購入したものは対象外です。
児童福祉施設入所負担金助成				障害児入所支援施設に心身障がい児を入所させている扶養義務者	所得税非課税世帯は、負担金の全額を、課税世帯は負担金の1/2(上限5万円)を助成します。
障がい者居住体験事業	○	○	○	18歳以上の障がい者で次のいずれかに該当する者 ① 在宅障がい者の単身生活希望者 ② 施設、病院、グループホーム等からの単身生活希望者	一人暮らしの体験ができます。必要に応じ、生活訓練や夜間見守りなどの支援を実施します。見学や日帰りの利用も可能です。 ※利用者負担 光熱費及び布団クリーニング代等として実費相当額（食費、その他洗剤等は全額自己負担となります）。

市の福祉サービス 2

事業名	内容
福祉カー貸付	成田市にお住まいで障がいのある方などの通院や旅行等に車いすごと利用できるリフト付ワゴン車を貸し出します。貸出期間は 3 日以内、燃料費は自己負担、利用日の 3 日前までに申請が必要です。 ※運転する方の免許証持参
車いす貸出	通院や旅行等に車いすを必要とする市民の方に車いすを貸し出します。（貸出期間は1カ月以内）
声の広報	視覚障がいのある方に広報なりたの録音テープ等をお届けします。
手話通訳者	障がい者福祉課に手話通訳者を配置し、市役所窓口や通院・学校行事など聞こえない方のコミュニケーションのお手伝いをします。
図書館のサービス	身体（下肢）に障がいがあり、図書館の利用が困難な方に対し、資料の配送貸出を行います（貸出期間は 1 か月以内）。また、視覚障がいのある方に、録音図書の出出を行っています。ご希望の方には、音声版の利用案内・録音図書目録・音訳協力者による自主作成テープもお届けします。詳しくは図書館までお問合せください。 成田市立図書館 電話 27-2000

その他サービス・制度

○移送サービス

介護保険法の認定を受けている、または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、かつ、一人で外出できない市内在住の方を対象に、医療機関への通院など、自宅と目的地の間を送迎します。

会員制(年会費 2,400 円)で、利用に際しては事前(利用予定日の 2 週間前から土日祝祭日及び利用予定当日を除く 3 日前まで)に予約が必要です。距離に応じて500～1,500円の利用料が必要となります。運行は月～土曜日の 8 時 45 分から 16 時 00 分までです。

サービスの詳細については、下記までお問合せください。

成田市社会福祉協議会 ボランティアセンター 電話 27-8010

○成田市オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、一人でタクシーの乗り降りができる方を対象に、乗合型のタクシーを運行しています。利用は完全予約制で、一回の乗車料金は 500 円です。

利用者登録専用ダイヤル 電話 24-0080／高齢者福祉課 電話 20-1537

○ボランティア

ボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点として、利用者のニーズに応えるべくボランティアの派遣及び仲介、ボランティアの育成、支援を行っています。

ボランティアセンター 電話 27-8010

○身体障害者補助犬

県では、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付しています。

盲導犬 視覚障がい1級

介助犬 肢体不自由2級以上

聴導犬 聴覚障がい2級



障がい者福祉課 電話 20-1539

○駐車禁止除外指定車標章

千葉県公安委員会（受付窓口は住所地を管轄する警察署）から駐車禁止除外指定車標章を交付された方は、公安委員会が指定した駐車禁止区域での規制除外措置を受けることができます。

交付対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方（視覚障害 1～3級又は4級の1、聴覚障害 2～3級、平衡機能障害 3級、上肢機能障害 1級又は2級の1・2、下肢機能障害 1～4級、体幹機能障害 1～3級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害 1～2級、移動機能障害 1～2級）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1級又は3級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級、肝臓機能障害 1～3級）
- ②療育手帳（Aの2以上）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ③小児慢性特定疾患児手帳をお持ちで色素性乾皮症の方

申請は成田警察署 電話 27-0110

○駐輪場の登録手数料免除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方、または難病を患っている方は成田市営駐輪場の登録手数料が免除されます。

利用申請の際、障がいや難病について証明をすることができるもの（身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証等）を提示する必要があります。

申請は交通防犯課 電話 20-1527

○郵便等による不在者投票制度

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けている人で次に該当する人、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に認められています。

手帳等の種類	障がい名等	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級

手帳等の種類	障がい名等	障がいの程度
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【申請の手続】

1.申請書（申請者本人の署名が必要）に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて成田市選挙管理委員会に申請（申請手続きは代理の人でも可）します。

2.後日、「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。

詳しくは、成田市選挙管理委員会にお問い合わせください。

成田市選挙管理委員会 成田市花崎町 760 TEL 20-1510、FAX 24-1655

URL <https://www.city.narita.chiba.jp> Eメール senkan@city.narita.chiba.jp

○電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

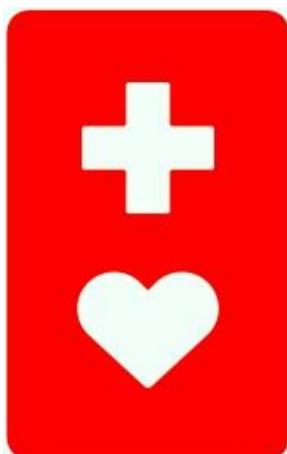
※事前登録制です。

お問い合わせ・登録は 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910、FAX 03-6275-0913

URL <https://nftrs.or.jp/> Eメール info@nftrs.or.jp

○ヘルプマーク



ヘルプマーク画像については、

東京都福祉保健局ホームページから引用。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html

ヘルプマークは、外見からは分からない障がいのある人などが、周囲の人へ支援を必要としていることを知らせるためのマークです。成田市では、ヘルプマークを表示したヘル

プカードと、ストラップ型ヘルプマークを配布しています。

【ヘルプカード】

カードの裏に住所や連絡先、手助けして欲しいことなどの必要な情報を記入して使用します。カード型のため、財布や定期入れに入れて、携帯することが可能です。

【ストラップ型ヘルプマーク】

シリコン製のストラップをかばんなどに直接付けて使用します。付属のシールへ手助けして欲しいことなどを記入し貼ることができます。ストラップ型ヘルプマークのお渡しは一人1個とし、原則市内在住の人が対象です。お渡しの際にアンケートへご協力ください。

配布場所＝障がい者福祉課、下総支所、大栄支所、ほっとすまいるセンター（保健福祉館内）、赤坂ふれあいセンター（ボンベルタ成田店アネックス館B棟2階）

※赤坂ふれあいセンターではヘルプカードのみ配布しています。

〇ちば障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付しています。

<青色：有効期限なし>



<橙色：有効期限あり>



【対象となる人】

無期限	<ul style="list-style-type: none">・身体障がい者（視覚障害4級以上、聴覚障害3級以上、平衡機能障害5級以上、上肢2級以上、下肢6級以上、体幹5級以上、脳原性運動機能障害上肢機能2級以上、脳原性運動機能障害移動機能6級以上、内部障害4級以上）・知的障がい者（療育手帳Aの2以上）・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者（特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者） ・ 高齢者等（介護保険要介護 1 以上）
有期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦（妊娠7箇月～出産予定日から1年） ・ けが人等（原則1年以内）

【配布場所】

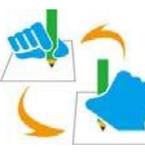
障がい者福祉課、下総支所、大栄支所、介護保険課、健康増進課、子育て支援課

【申請の手続き】

障害者手帳・医療受給者証等の対象者が確認できるもの、（代理人来所の場合）運転免許証等の代理人の本人確認書類をお持ちください。

※郵送での交付をご希望の場合は、千葉県健康福祉指導課（電話043-223-3924）までお問い合わせください。

障害者に関するマークについて

<p>国際シンボル マーク（障害者）</p>		<p>国際シンボルマークは、全ての障がい者が利用できる建築物・施設・公共輸送機関などであることを示す世界共通のマークです。駐車禁止を免れる・障害者専用駐車場が優先的に使用できる等の証明にはなりません。</p>
<p>身体障害者標識</p>		<p>初心者マークや高齢者標識と同様のもので、障害者が運転する時に使用する標識です。道路交通法で定められており、義務ではありませんが、標識をつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は罰せられます。 購入は、成田交通安全協会 電話 26-6720</p>
<p>聴覚障害者標識</p>		<p>「聴覚障害者標識」の表示は、ワイドミラーの装着を条件に免許を取得した者が対象となります。標識を表示した自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。</p>
<p>国際シンボル マーク（盲人）</p>		<p>盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮についてお願いいたします。</p>
<p>ほじょ犬マーク</p>		<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。現在では公共の施設や交通機関はもちろん、民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p>
<p>耳マーク</p>		<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてお願いいたします。</p>
<p>オストメイト</p>		<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。このマークは、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
<p>ハートプラス マーク</p>		<p>「身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に障害がある人」を表しています。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてお願いいたします。</p>
<p>筆談マーク</p>		<p>聴覚障がいや音声言語障がいがある人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、公共及び民間施設等で筆談による対応が可能なところが掲示しています。</p>
<p>手話マーク</p>		<p>聴覚障がいのある方等が手話でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、公共及び民間施設等で手話による対応が可能なところが掲示しています。</p>

15 貸付

○生活福祉資金の貸付

生活福祉資金は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、千葉県社会福祉協議会が審査・貸付を実施し、成田市社会福祉協議会が相談取次窓口となっています。

種類	内 容	貸付限度額
福 祉 費	<ul style="list-style-type: none"> ・冠婚葬祭に必要な経費 ・転宅にかかる運送費、住宅の敷金、礼金、前家賃の費用 ・就職または技術を修得するために必要な支度（被服・履物の購入、部屋を借りるための敷金等、通勤定期代等）をするための費用 	50万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等を購入等する経費 	170万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自らが運転する場合、または障がい者と生計を同一にする方が専ら当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費等 	250万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 	250万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の対象となる介護サービスまたは障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービス等を受けるために必要な経費および当該サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費 	1年以内 170万円 1年6か月 以内 230万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費（新規開業・事業継続のための経費） 	460万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営み、または就職するために必要な知識、技能を修得するのに必要な経費およびその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費 	6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円

本貸付制度は、日本政策金融公庫等、他の貸付制度が優先されます。また、支払い済みの経費は理由にかかわらず貸付対象外です。

他の負債の支払いに充てることを目的としている場合や借り換えに当たる場合も貸付対象外です。

上記以外にも、資金の種類ごとに条件等がございます。貸付条件等、詳しくは成田市社会福祉協議会にお問い合わせください。

〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1 保健福祉館内
電話 27-7755 FAX27-1263

16 就労相談等

(1) 障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾

障がい者の就労に関する相談全般、職場実習の斡旋、就労者と企業との連絡調整を行なっています。

〒289-1115 八街市八街ほ 244-62

電話 043-488-5499 FAX 043-488-5498

(2) 成田公共職業安定所 (ハローワーク成田)

障がい者に対する職業相談・紹介等を行っています。

〒286-0036 成田市加良部 3-4-2

電話 27-8609 FAX 27-1532

(3) 千葉障害者就業支援キャリアセンター

働く意欲を持った障がいのある方、障がいのある方を雇いたいという事業主の方をサポートします。

〒261-0002 千葉市美浜区新港 43

電話 043-204-2385 FAX 043-246-7911

(4) 千葉障害者職業センター

職業訓練やジョブコーチの派遣などを行っています。

〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3

電話 043-204-2080 FAX 043-204-2083

(独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構)

(5) 障害者委託訓練事業

現在求職中の障害のある方を対象に、千葉県が企業や社会福祉法人などに訓練を委託して、就労に役立てていただくために実施している短期(1~3ヶ月)の公共職業訓練です。応募のためには、各公共職業安定所にて応募書類用紙の交付を受ける必要があります。

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 470 番地

電話 043-291-7744 FAX 043-291-7745

(千葉県立障害者高等技術専門校)

(6) ちば北総地域若者サポートステーション (若者サポステ)

働くことに悩みを抱えている 15 歳~49 歳までの現在お仕事をされていない方や就学中でない方に無料で就労支援を行っています。本人やご家族だけでは難しい働く力を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

〒286-0044 成田市不動ヶ岡 1113 - 1 成田市勤労会館 2 階

電話 : 0476 - 24 - 7880 FAX : 0476 - 37 - 6845

17 権利擁護

○日常生活自立支援事業

サービス内容

- ① 福祉サービスの利用に関する情報提供、手続きの援助等。
- ② 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払戻し、公共料金・医療費などの支払い。
- ③ 預貯金の通帳・保険証書・実印等大切な財産を金融機関の貸し金庫に保管します。

費用

上記①・②については、援助時間 30 分まで 500 円。③は年 3,000 円。この他に年会費として 3,600 円が別途必要です。

詳しくは下記にお問い合わせください。

(福)成田市社会福祉協議会 〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1 保健福祉館内
電話 27-7755 FAX 27-1263

○成年後見制度

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、契約を本人に代わって行なったり(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の二つに分かれています。法定後見制度は、本人の判断能力が一定以下に低下した後に、その能力の程度や保護の範囲に応じて三つの類型(補助、保佐、後見)に分けて保護する制度です。一方、任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、本人があらかじめ任意後見人に指定した人と保護してもらう内容を定め、公正証書で契約しておき、本人の判断能力が低下した後に家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、契約内容に応じた保護が開始される制度です。つまり、法定後見制度は事後的な救済であるのに対し、任意後見制度は事前的な救済という性格を持っています。詳しくは下記にお問い合わせください。

成田市成年後見支援センター(成田市高齢者福祉課)	0476-20-1537
千葉家庭裁判所佐倉支部	043-484-1215
千葉県弁護士会・成田法律相談センター	043-227-8954
(社)成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043-301-7831
千葉県社会福祉士会・成年後見センター「ぱあとなあ千葉」	043-238-2866
千葉県税理士会成年後見支援センター	043-242-6323

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがない、または音信不通などにより、裁判所の手続きが困難な障がい者を支援する制度です。

制度利用については、障がい者福祉課にご相談ください。

○福祉サービスにかかる苦情解決

利用している福祉サービスについて、疑問や苦情がある場合は、まず、そのサービス事業者が設置した苦情受付担当者にお話をしてください。

提供している機関や事業者に直接苦情を言いにくい場合、あるいはどこに苦情を言ったらよいのかわからないときなど、利用者等からの相談に因するため、(福)千葉県社会福祉協議会に千葉県運営適正化委員会を設置し、運営しています。

相談窓口 千葉県運営適正化委員会 電話 043-246-0294

問い合わせ先 千葉県健康福祉指導課調整指導室 電話 043-223-2615

千葉県消費者センター 相談専用電話 047-434-0999

○障がい者虐待の防止・通報

障がいのある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、平成24年10月から、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や養護者への支援、虐待防止などを図るための法律（「障害者虐待防止法」）がスタートしました。

「障害者虐待防止法」では、すべての人に、障がいのある人への虐待を禁止しています。特に、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待を「障害者虐待」と定めています。

・障害者虐待の例

①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④放棄・放任⑤経済的虐待

成田市では、障がい者福祉課内に「成田市障がい者虐待防止センター」を設置しておりますので、障がい者虐待に気づいた方はご連絡をお願いします。

成田市障がい者虐待防止センター（障がい者福祉課内）

電話 0476-22-2050

FAX 0476-24-2367

(休日・平日の夜間 FAX 0476-22-6040)

○障害者差別に関する相談

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。

印旛健康福祉センター 電話 043-486-5991 FAX 043-486-2777

千葉県障害者福祉推進課 電話 043-223-1020 FAX 043-222-4133

//

Eメール sjourei@mb.pref.chiba.lg.jp

○生活と仕事の総合相談

生活に困っていて、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年 4 月 1 日に設立された総合相談窓口です。成田市在住の方（生活保護を受給している方以外）どなたでも相談いただけます。相談は無料です。

暮らしサポート成田 電話 0476-20-3399

FAX 0476-23-3300

Eメール kurashi-narita@grace.ocn.ne.jp

所在地 成田市花崎町 736-62 成田市商工会館 1 階

18 防災

(1) 成田市避難行動要支援者登録制度

災害時において自力で避難することが困難で、地域に支援を希望する方へ「避難行動要支援者登録制度」を行っています。

対象者

- ①身体障がい児・者 1級～3級（内部障がい3級の方を除く）
- ②知的障がい児・者 Ⓐ～Aの2
- ③精神障がい者 1級

内容

災害が発生した場合には、地域支援者等の協力により、情報を伝達するとともに、適切に避難所へ誘導するよう努めます。なお、申し込みの際は関係機関への個人情報の共有・提供に同意していただくことになります。

詳しくは障がい者福祉課（20-1539）までお問い合わせください。

(2) Net119緊急通報システム

聴覚・音声・言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。

対象者

成田市・神崎町に在住、または通勤・通学されている、聴覚または音声・言語機能等の障がいにより、電話による音声での119番通報が困難な方

内容

利用するには、事前に利用登録が必要です。スマートフォン等の端末を持参いただき、消防本部警防課（電話 0476-20-1592・FAX 0476-24-4368）または障がい者福祉課までお問い合わせください。

※登録料は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。
※通報を行うには、スマートフォン等のGPS機能をオンに設定する必要があります。

(3) なりたメール配信サービス

災害や大気汚染などに関する防災行政無線の放送内容などをメールで配信しています。

対象者

成田市に住んでいる者

内容

台風警戒情報や地震情報などの災害情報等に関することについての防災行政無線の内容などを、メールで配信しています。詳しくは、危機管理課（電話 0476-20-1523・FAX 0476-20-1687）または障がい者福祉課までお問い合わせください。

19 関係団体等

(1) 成田市福祉連合会

団体名	入会資格	会長名	連絡先
成田市肢体不自由児(者)父母の会	市内在住の肢体不自由児(者)の父母及び保護者	山田孝雄	22-6316
成田市ことばを育む親の会	言語障がい児(者)、知的障がい児(者)、発達障がい児(者)などを持つ親	横山 里美	35-6251
成田市視覚障害者福祉協会	市内在住・在勤の視覚障がい者、会の事業趣旨に賛同する人	仲野明治	22-8008
成田市聴覚障害者協会	会の事業趣旨に賛同する人	高橋延昌	FAX 22-1896
精神障がい者家族会「なりた会」	印旛保健所成田支所管内に在住の精神障がい者の家族、および同管内の精神科医療施設利用者の家族	佐久間富男	23-2123
印旛地区自閉症協会成田部会	市内在住の自閉症児者とその家族、会の事業趣旨に賛同する人	鈴木信康	26-6319

※ 各団体に入会を希望される方は、直接、会長へお問い合わせください。

(2) 県内の団体

(福)千葉県身体障害者福祉協会 〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 電話 043-245-1746 FAX 043-245-1578
(財)千葉県肢体不自由児協会 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 電話 043-245-1732 FAX 043-245-1742
千葉県手をつなぐ育成会 (知的な障害のある子の親や関係者の会) 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 電話 043-246-2181 FAX 043-242-6494
(福)千葉県聴覚障害者協会 〒260-0013 千葉市中央区神明町 204-12 電話 043-308-6372 FAX 043-308-5562

<p>(社)千葉県視覚障害者福祉協会 〒284-0003 四街道市鹿渡 968-9 電話 043-421-5199 FAX 043-421-5179</p>
<p>千葉県自閉症協会 〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 CAS内 FAX 043-227-8565 印旛地区分会 成田部会 電話 0476-26-6319 (鈴木宅)</p>
<p>千葉県筋ジストロフィー協会 〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-15-8-516 福沢方 電話 043-241-8880</p>
<p>千葉県重症心身障害児(者)を守る会 〒261-0005 千葉市美浜区稲毛海岸 2-3-1 ワークスペースいわい内 電話 043-242-1230</p>
<p>日本オストミー協会千葉県支部 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 電話 043-309-7571</p>
<p>京葉喉友会 (喉頭摘出者の会) 〒260-0811 千葉市緑区生実町 2872-2 C5-533 電話/FAX 043-293-4393</p>
<p>(社)日本てんかん協会 千葉県支部 〒279-0043 浦安市富士見 2-3-17 大塚方 電話 047-353-7080</p>
<p>特定非営利法人 千葉県中途失聴者・難聴者協会 〒273-0005 船橋市本町 2-5-2 ムラサキビル 102号 電話/FAX 047-432-8039</p>
<p>NPO 法人 千葉盲ろう者友の会 〒262-0024 千葉市花見川区浪花町 956-3 ファミリールハイツ浪花 102号室 電話/FAX 043-310-3008</p>
<p>印旛山武地域難病相談・支援センター 〒286-0041 成田市飯田町 90-1 成田赤十字病院 電話/FAX 0476-22-2311</p>

20 利用可能なタクシー会社一覧 (P.25 「福祉タクシー料金助成」)

協力機関	所在地	電話番号	FAX 番号
エミタスタクシー北総株式会社	成田市並木町 143-106	0120-810-328	0476-94-1163
介護タクシー成田ケアステーション	成田市公津の杜 6-18-3	0476-28-1118	0476-28-5551
介護タクシーむらた	成田市中台 1-2-112	090-3202-4352	0476-27-0607
		0476-27-0607	
株式会社 サンベ	成田市公津の杜 2-29-3	0476-27-6487	0476-27-6487
京成タクシー成田株式会社	成田市寺台 275-3	0120-37-5519	0476-22-2828
		0476-23-5519	
国際空港交通株式会社	成田市馬場 11-5	0476-24-2665	0476-24-2666
参光タクシー株式会社	成田市南平台 1116-5	0476-26-3511	0476-26-3514
参光タクシー株式会社 成田空港第二営業所	成田市吉岡 465-1	0476-73-7291	0476-73-7292
たいが企画	成田市公津の杜 4-6-7	0476-29-5785	0476-29-5787
多古タクシー有限公司	成田市取香早山 558-3	0120-762-173	0479-76-2083
東関交通株式会社	成田市吉岡 1049-26	0476-73-6630	0476-73-6669
ハヤシ介護移送サービス	成田市公津の杜 2-41-3	0476-28-5213	0476-29-5197
		090-7002-0590	
松崎交通株式会社	成田市東和泉 443-18	0476-22-7964	0476-24-3163
民間救急サービスたかね	成田市吉岡 1125-43	0476-73-7281	0476-73-7047
送迎のシャトルみやにし	成田市宗吾 3-564-3	080-8517-6420	0476-89-8942
		0476-89-8942	
介護タクシー優	成田市名古屋 1214-40	0476-36-5133	0476-96-0114
福祉タクシー しんちゃん	成田市幸町 464 鈴木方	090-7703-3785	0476-89-2664
ホッとケアファミリー株式会社	成田市橋賀台 1-17-47	080-7453-3260	0476-37-3721
株式会社 旅友	富里市中沢 1150-6	0476-33-4371	0476-33-4372
株式会社 千葉総合介護サービス	富里市日吉台 4-6-14	0476-90-3751	0476-92-1361
きよみ介護サービス	富里市日吉台 5 丁目 21-13	0476-85-7779	0476-37-4668
介護タクシー人力車	佐倉市王子台 1-8-6	043-310-7750	043-310-7922
株式会社 コアラ佐倉	佐倉市中志津 7-1810-10	043-386-2188	043-386-2469
ケアタクシーハピネス	佐倉市西志津 1-11-8-908	080-3547-8551	
京成タクシー佐倉株式会社	佐倉市太田 2306-4	0120-37-5519	043-486-3443
		043-484-2110	
サムライタクシー	佐倉市上志津原 63-1	080-4735-3671	043-376-2878
介護タクシーふくろう	佐倉市上座 1433-14	0120-49-2960	
志津タクシー有限公司	佐倉市先崎 1875 番地	043-487-6729	043-461-7651
やまびこクラブ介護タクシー	佐倉市鎚木町 346	043-486-5050	043-486-1610
ケアタクシーまねきねこ	佐倉市上志津 1076-36	0120-971-289	043-497-2503
介護タクシー は〜とふる	印西市木刈 2-24-2	080-5400-8341	0476-46-7077
有限会社 大成交通	印西市造谷 545-1	0476-99-1195	0476-99-0202
株式会社 都市交通	印西市瀬戸 1733-10	0476-98-0100	0476-98-1254
介護タクシーふくちゃん	印西市小倉台一丁目 1 番地 SP 棟 1502	080-6706-0556	0476-37-5742
ケアタクシースマイル	四街道市四街道 2-15-34	070-4130-2525	043-432-2229
有限会社 相孝	八街市八街は 45-147	043-441-1022	043-441-1022
介護タクシー和	八街市八街に 45-238	090-4168-8699	

協力機関	所在地	電話番号	FAX 番号
さかえ介護タクシー	印旛郡栄町安食ト杭新田 902-33	080-3555-0294	0476-95-8116
介護タクシーハッピーONE	印旛郡栄町安食 2846-5	090-3694-5044	0476-37-7032
介護タクシーたかはし	印旛郡栄町酒直台 1-10-1	080-6702-6171	
ふたば介護タクシー	印旛郡栄町酒直台 2 丁目 6-12	0476-85-0838	0476-29-4525
友介護タクシー	印旛郡栄町竜角寺台 4-5-2	080-5648-5589	
あかうみ介護タクシー	印旛郡酒々井町飯積 2-2-2	043-309-6817	043-309-6819
優愛ケアステーション	印旛郡酒々井町中央台 1-23-8	043-496-8844	043-496-6155
介護タクシーここいーね	印旛郡酒々井町上岩橋 243-9	043-355-5497	
ハッピーハート酒々井本店	印旛郡酒々井町上岩橋 141-7	043-496-8886	043-496-8899
株式会社 ひばり介護タクシー	旭市西足洗 3321-3	0479-75-4062	0479-75-4063
京成タクシー市川株式会社	市川市南八幡 5-16-2	047-495-5519	047-314-0521
株式会社 ウルマツアーリングサービス	市原市五井 8824	0436-21-0191	0436-21-3255
おもてなし本舗マリナーゼ介護タクシー	浦安市猫実 2-3-22	090-2625-0119	047-351-7502
いと介護タクシー	大網白里市北今泉 1145-4	090-4667-2228	0475-77-2895
有限会社神崎交通	香取市大戸川 84 番地 11	0478-72-3030	
かとり民間救急サービス	香取市大根 1892-22	0478-50-7119	0478-50-7099
北総自動車株式会社	香取市佐原口 2028-69	0478-52-4300	0478-54-2510
水郷エスコート	香取市北 2-14-2 笹本ビル 201	0478-50-2929	029-307-4177
ケア輸送サービス高橋	香取郡多古町谷三倉 667	0479-75-1411	0479-75-1667
有限会社松尾タクシー	山武市松尾町五反田 1955	0479-86-2153	0479-86-4984
株式会社 すばる	山武郡芝山町岩山 2266	0120-707-727	0479-77-0176
株式会社芝山タクシー	山武郡芝山町境 552 番地	0479-77-1421	0479-77-1422
介護タクシー はる	千葉市中央区東千葉 2-6-1-222	080-3593-0025	043-284-3230
福祉タクシー つばさ	千葉市中央区末広 3-28-4	043-265-6264	043-264-9389
くまさん福祉タクシー	千葉市花見川区西小中台 2-29-106	070-7482-0903	043-276-3801
福祉タクシー若葉	千葉市若葉区中田町 1193-95	043-228-3446	043-228-0104
ペロタクシー	千葉市若葉区都賀 2-16-7	043-231-3451	043-232-3913
千葉搬送サービス	千葉市若葉区谷当町 1026-35	043-239-0887	
有限会社 武豊	千葉市緑区高田町 182	043-291-7877	043-291-7878
創造の杜介護タクシー	千葉市緑区あすみが丘 6-39-3	043-386-2485	043-295-0799
サポートタクシー螢	千葉市稲毛区宮野木町 951-3	090-1124-8991	043-254-5117
患者等搬送介護タクシー シモムラ	船橋市坪井西 2-7-21	047-461-0676	047-467-0966
福祉タクシー ふくろう	船橋市西船 1-16-12	047-494-1000	047-431-4523
ヒノデ第一交通株式会社	東京都江戸川区中央 3-16-3	03-3654-4121	03-3654-3471

《障がい者福祉のしおり》

発行 成田市
編集 福祉部障がい者福祉課
〒286-8585
成田市花崎町760
電話（代）22-1111
発行日 2025. 4. 1
登録番号 成障 25-002

このしおりは、「チャレンジドオフィスなりた」で印刷・製本を行いました。